

特許庁委託事業

中国の知的財産権侵害判例・事例集

日本貿易振興機構（ジェトロ）

2019年3月

目次

【特許権】	2
第1 A社及びB社特許権侵害紛争の件	2
第2 XとB社との意匠権侵害紛争事件	11
【商標】	17
第3 XとA社、B社、C社、D社との商標権侵害紛争事件	17
第4 A社とB協会らとの商標無効宣告請求行政紛争事件	23
第5 A社等とC社等との商標権侵害紛争事件	29
【著作権】	35
第6 A社とB社との著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争事件	35
第7 XらがA社を訴えた著作権侵害紛争事件	42
第8 A社とXらとの著作権侵害紛争事件	50
【不正競争】	55
第9 A社とB社との不正競争紛争事件	55
第10 A社、B社とC社、D社等との著作権侵害及び不正競争紛争事件	61
第11 A社等とC社等との不正競争紛争事件	68
【その他】	75
第12 X社等とY社との特許権帰属紛争事件	75
第13 A社がB社を訴えた植物新品種求償権紛争事件	81
第14 A社とB社、C社の商標権侵害紛争事件	86

【特許権】

第1 A社及びB社特許権侵害紛争の件

1. 事件の性質

特許権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：A社とB社との特許権侵害紛争事件

争点：①被疑侵害製品が本件特許の特許請求の範囲の記載のうち「導線」との構成要件を欠くが、簡単な改装案によって当該構成要件の機能が実現できる場合に、本件特許の技術的範囲に属するといえるか。②被疑侵害製品が、本件特許の「可動状態で取り付けられており」との機能を実現する方式が特許請求の範囲の記載とは異なる場合、均等侵害を構成するか。

3. 書誌的事項

第一審：山東省済南市中級人民法院（2016）魯01民初993号

原告：A社

被告：B社

判決日：2017年3月21日

第二審：山東省高級人民法院（2017）魯民終890号

上訴人（第一審原告）：A社

上訴人（第一審被告）：B社

判決日：2017年12月8日

関連条文：「特許法」第11条第1項、第59条第1項、第65条、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第4条

出典：「北大法寶データベース」

一審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f3e04e0c8d13b839f437c442b674247901bdfb.html>

二審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f331fd8cfa9e6b14cbbaf2b17ab5de5c7cbdfb.html>

4. 事件の概要

(1) 事実概要

①本件権利

本件特許は ZL2012101911205 号特許（以下「本件特許 1」という）及び ZL201410140501X 号特許（以下「本件特許 2」という、本件特許 1 と併せて「本件特許」と総称する）である。下図は本件特許の請求項の明細書の添付図面である

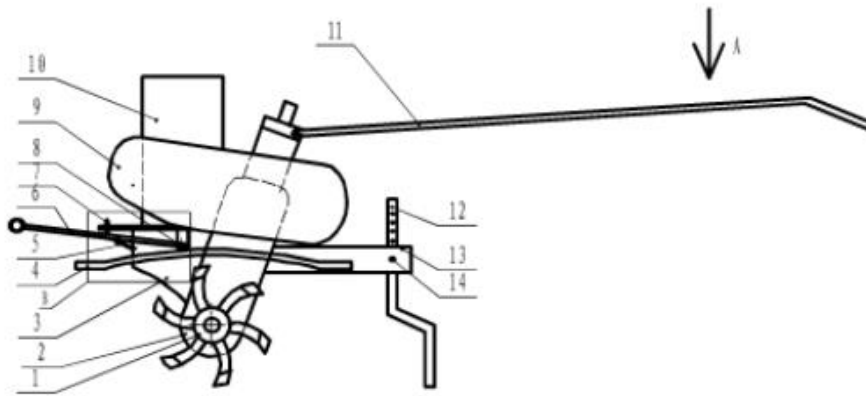


图 1

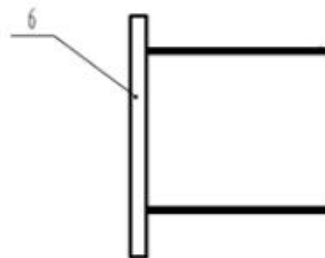


图 2

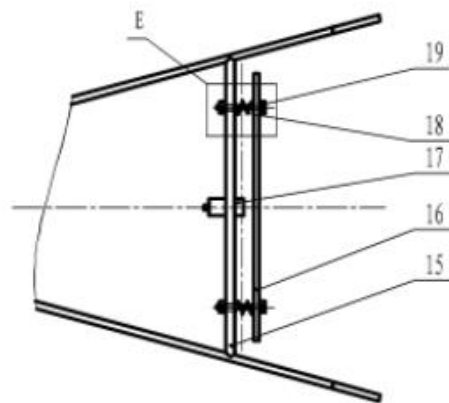


图 3

本件特許 1 の請求項 2 には「エンジン停止電源接触点 D(17)の配線接続端子が導線によっ

てガソリンエンジン(10)のエンジン停止配線に繋がっている」と記載されている。請求項 3 には「リアプロテクト可動シャフト(16)がボルト(19)によってハンドルシャフト(15)上に可動状態で取り付けられており、ボルト(19)上に圧縮コイルスプリング(18)が設けられている」と記載されている。

本件特許 2 の請求項 1 には「エンジン停止電源接触点 D(17)の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっており、リアプロテクト可動シャフト(16)がボルト(19)によってハンドルシャフト(15)上に可動状態で取り付けられており、ボルト(19)上に圧縮コイルスプリング(18)が設けられている」と記載されている。

②経緯

2012年6月8日、A社は、国家知的財産権局に対して「安全信頼性のある小型耕運機」の特許を出願し、2014年6月25日に本件特許1が付与された。その後、A社は、分割出願を行い、2015年12月2日に本件特許2が付与された。

2016年4月8日、A社は、被疑侵害製品につき、代理人に委託して、山東省臨沂市蘭山公証役場の公証人の同行のもと、山東省莒県寨里河郷政府所在地にあるB社の路面店で2台の「小直聯」小型耕運機2台と関連付属品一式を購入し、0052405番の販売明細書1枚を入手した。公証人は、そのうちの1台の小型耕運機をその場で封印保存し、かつ写真撮影を行った。東省臨沂市蘭山公証役場は、上記証拠取得過程について公証を行い、(2016)臨蘭山証民初字第728号公証書を発行した。

2016年4月28日、A社は、B社が本件特許の特許権を侵害しているとして済南市中級人民法院に訴えを提起した。

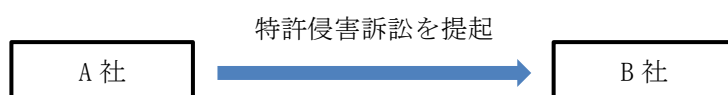
開廷審理の際の比較対照において、本件特許1の特徴と被疑侵害製品の構成要件を比べると、二つ相違点があった。(1)本件特許1の特徴は、エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている、というものであり、被疑侵害製品の構成要件は、エンジン停止電源接触点とガソリンエンジンのエンジン停止配線が繋がっておらず、ガソリンエンジンのエンジン停止配線上に相応の繋ぎ口は設けられていない、というものである。(2)本件特許1の特徴は、リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている、というものであり、被疑侵害製品の構成要件は、リアプロテクト可動シャフトの一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ(矩形の枠)によってハンドルシャフト上に固定されており、ガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられている、というものである。

本件特許2の特徴と被疑侵害製品の構成要件を比べると、一つ相違点があった。本件特許2の特徴は、リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている、というものであり、被疑侵害製品の構成要件は、リアプロテクト可動シャフトの一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ(矩形の枠)によってハンドルシャフト上に固定されており、ガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられている、

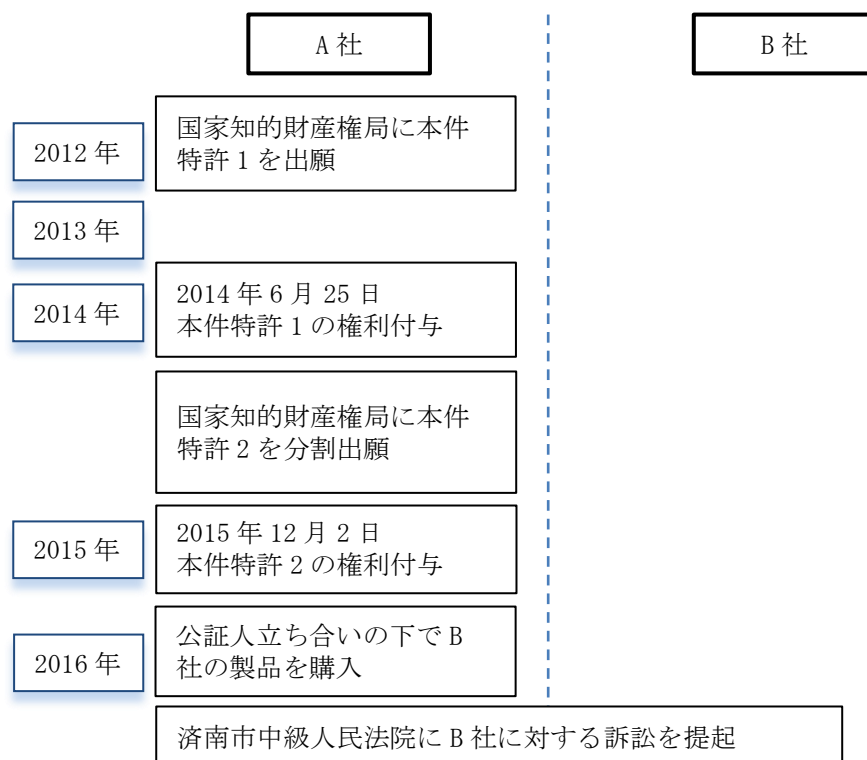
というものである。

審理の過程においては、以下の点をめぐって審理が行われた。(i) 被疑侵害製品に本件特許の「エンジン停止電源接点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている」という構成要件はないが、製品の使用者は導線接続という簡単な改装案によって当該構成要件の機能が実現できる場合に、被疑侵害製品が本件特許の技術的範囲に属するか。(ii) 本件特許の「リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている」という構成要件に関して、その「可動状態で取り付けられており」というのは、ボルトによって実現される。被疑侵害製品及びその構成要件の具体的な実現方式は「一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によって固定されており」というものであるが、構成要件の均等を構成するか。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

(i) 被疑侵害製品に本件特許の「エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている」という構成要件はないが、導線接続という簡単な改装案によって当該構成要件の機能が実現できる場合に、被疑侵害製品が本件特許の技術的範囲に属するか。

被疑侵害製品とA社の本件特許1の技術案の相違について、本件特許1の特徴は、エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている、というものである。被疑侵害製品の特徴は、エンジン停止電源接触点とガソリンエンジンのエンジン停止配線が繋がっておらず、ガソリンエンジンのエンジン停止配線上に相応の繋ぎ口は設けられていない、というものである。

また、本件特許1の特徴は、リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている、というものである。被疑侵害製品の特徴は、リアプロテクト可動シャフトの一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によってハンドルシャフト上に固定されており、ガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられている、というものである。よって、被疑侵害製品のエンジン停止電源接触点とガソリンエンジンのエンジン停止配線の間には導線による接続が欠けており、被疑侵害製品は相応の地面接触によるエンジン停止機能を備えていないため、被疑侵害製品は、特許権の対応する構成要件が欠けており、A社の本件特許1の保護の範囲に含まれない。

(ii) 本件特許の「リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている」という構成要件に関して、その「可動状態で取り付けられており」というのは、ボルトによって実現される。被疑侵害製品及びその構成要件の具体的な実現方式は「一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によって固定されており」というものであるが、構成要件の均等を構成するか。

被疑侵害製品とA社の本件特許2の技術案の相違は、次の点にある。本件特許2の特徴は、「リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている」というものであり、被疑侵害製品の特徴は、「リアプロテクト可動シャフトの一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によってハンドルシャフト上に固定されており、ガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられている」というものである。本件特許2におけるリアプロテクト可動シャフトはボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、明細書の添付図面を考え合わせると、当該ボルトは実際にはリアプロテクトシャフトをハンドルシャフトに近づけ、又は離すための一つのガイド棒となっている。被疑侵害製品の一端は一つの矩形のガイドスリーブによってハンドルシャフト上に固定されており、当該矩形のガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられており、矩形のガイドスリーブもリアプロテクトシャフトをハンドルシャフトと近づけ、

又は離すためのガイドの役割を果たしている。被疑侵害製品の構成要件と特許により保護される特徴を比べると、両者が採用している手段は基本的に同一であり、基本的に同一の機能を実現し、また、基本的に同一の効果を発揮し、均等な特徴に該当する。よって、第一審法院は上記の理由に基づき、被疑侵害製品の構成要件と A 社の本件特許の技術案により限定される各構成要件は、均等を構成し、A 社の本件特許の保護の範囲に含まれると判断した。

③結論

第一審法院は、B 社に対し、A 社の本件特許 2 を侵害する小型耕運機製品の製造、販売を直ちに停止し、本判決の効力発生日から 10 日以内に A 社の経済的損失及び権利維持費用あわせて 30 万元を賠償するよう命じる旨判決した。A 社のその他の訴訟請求は棄却された。

(5) 第二審判決

①争点についての判断

(i) 被疑侵害製品に本件特許の「エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている」という構成要件はないが、導線接続という簡単な改装案によって当該構成要件の機能が実現できる場合に、被疑侵害製品が本件特許の技術的範囲に属するか

「エンジン停止電源接触点の配線接続端子とガソリンエンジンのエンジン停止配線の間に導線による接続がない」という構成要件の相違について、A 社は、当該構成要件が解決するのはガソリンエンジンの前方地面接触によるエンジン停止機能であり、B 社が第一審で提出した実用新案特許文書において被疑侵害製品が前方地面接触によるエンジン停止機能を備えていることが開示されており、また、被疑侵害製品には導線の接続に用いる配線接続端子が設けてあり、B 社は導線を提供してはいないが、A 社が製品を購入した際にガソリンエンジンの前方地面接触によるエンジン停止機能を実現するための導線接続方法を告げているため、被疑侵害製品は実際の使用において前方地面接触によるエンジン停止機能を有している、と主張した。当該主張について、第一に、当該構成要件が解決するのはガソリンエンジンの前方地面接触によるエンジン停止機能である。B 社は第一審における抗弁で、その被疑侵害製品はすでに実用新案特許を付与されており、A 社の本件特許で保護される技術案と異なることが証明されると主張し、特許番号 2015xxx708.9 の「小型耕運機自動分離プロテクト装置」という名称の実用新案特許文書 1 部を提出した。当該特許文書の特許請求の範囲には「安全レバーが安全ハンドルと接触したとき、折畳み式支持棒が地面と接触したときに、発動機は自動的に電源が切れて稼働停止する」と明記されている。このことから、被疑侵害製品は前方地面接触によるエンジン停止機能を備えているはずであることがわかる。第二に、すでに明らかになった事実によれば、被疑侵害製品のフロント支持棒の上方に導線接続に使える地面接触によるエンジン停止電源接触点及び配線接続端子が設けられており、導線接続によって直ちに前方地面接触によるエンジン停止機能を実現することができる。また、B 社は、被疑侵害製品に当該地面接触によるエンジン停止電源接触点及び配線接続端子が設けられている理由を合理的に説明できておらず、被疑侵害製品に前方地面接触によるエンジン停止機能を実現

するのに必要な設定があらかじめなされていることがわかる。最後に、A社の法廷での実演によれば、被疑侵害製品のエンジン停止配線の端子は切り離し可能式であるため、導線接続という方法によって、エンジン停止配線をガソリンエンジンの前方地面接触によるエンジン停止電源接触点と後方地面接触によるエンジン停止電源接触点に同時に繋ぐ技術案を実現させることは容易であって、専門技術者の知識の蓄積は必要なく、したがって、B社には、製品の利用者に対し、導線を添加することによって被疑侵害製品の前方地面接触によるエンジン停止機能を実現させるよう指示した可能性がある。以上から、被疑侵害製品は、前方地面接触によるエンジン停止機能を備えており、B社は、当該製品を販売するときに導線接続という簡単な改装案を実施して当該機能を実現させているため、B社が抗弁において、被疑侵害製品には「エンジン停止電源接触点の配線接続端子とガソリンエンジンのエンジン停止配線の間に導線による接続がない」という相違がある構成要件が存在すると主張したのは、事実と異なり、成立しえず、被疑侵害製品は、実際は「エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている」という構成要件を備えている。

(ii) 本件特許の「リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている」という構成要件に関して、その「可動状態で取り付けられており」というのは、ボルトによって実現される。被疑侵害製品及びその構成要件の具体的な実現方式は「一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によって固定されており」というものであるが、構成要件の均等を構成するか。

被疑侵害製品の「リアプロテクト可動シャフトの一端がハンドルシャフト上にヒンジで連結されており、一端が一つのガイドスリーブ（矩形の枠）によってハンドルシャフト上に固定されており、ガイドスリーブ内に圧縮コイルスプリングが設けられている」という相違がある構成要件について、B社は、抗弁において、本件特許の対応する構成要件は「リアプロテクト可動シャフトがボルトによってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、ボルト上に圧縮コイルスプリングが設けられている」であり、その中の「可動状態で取り付けられており」という用語の表現は、機能を限定するものであり、特許権の保護範囲は、当該機能を実現させる具体的な実施方法に限定されるべきであって、特許の明細書及び添付図面によれば、「可動状態で取り付けられており」はボルトによって実現されるものであり、被疑侵害製品の上記の相違がある構成要件は、当該具体的な実施方法とは異なる、と主張した。

「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第4条の規定によれば、請求項において機能又は効果をもって示される構成要件について、人民法院は、明細書及び添付図面に描写された当該機能又は効果の具体的な実施方法及びその均等の実施方法を考慮し、当該構成要件の内容を確定しなければならない。本件において、被疑侵害製品のリアプロテクトシャフトは「一端がヒンジ連結、一端がガイドスリーブによる固定」によってハンドルシャフト上に可動状態で取り付けられており、当該取付方法は、本件特許が示す実施方法とは相違があるが、いずれもリアプロテクトシャフトに対してハンドルシャフトに相対する固定及びガイドの役割を果たすため、それを本件特許が示す具体的な実施方法と比

較すると、技術的手段が基本的に同一であり、実現される機能及び発揮される効果が同一であり、しかも、該当する分野の一般技術者が、被疑侵害行為発生時に、創造的な労働を経ることなく連想することのできるものであり、均等の構成要件を構成する。なお、B社は、さらに抗弁において、被疑侵害製品のかかる相違がある構成要件によって解決されるのは、リアプロテクトシャフトによるクラッチ切断動力の発動であって、エンジン停止電源接触点の発動ではないと主張したが、B社は、被疑侵害製品のリアプロテクトシャフトがハンドルシャフト上に取り付けられているエンジン停止電源接触点を発動できることは認めた。したがって、被疑侵害製品がクラッチ切断動力の起動機能を備えているかどうかは、本件とは無関係であり、また、被疑侵害製品に備わっている後方地面接触によるエンジン停止機能に変わりはないため、B社の上記抗弁理由を支持しない。

B社が製造、販売する被疑侵害製品は、A社の本件特許の保護範囲に含まれ、A社の本件特許1及び本件特許2の二つの特許権の三つの技術案を侵害している。第一審法院が被疑侵害製品はA社の本件特許1の保護範囲に含まれないと認定したのは、事実認定に誤りがあるので、法に従い是正する。

③結論

第二審法院は、B社に対し、A社の本件特許1、本件特許2を侵害する小型耕運機製品の製造、販売を直ちに停止し、本判決の効力発生日から10日以内にA社の経済的損失及び権利維持費用あわせて30万円を賠償するよう命じる旨判決した。A社のその他の上訴請求は棄却された。

5. 解説

第二審判決は、被疑対象製品が、特許請求の範囲の記載のうち、ある構成要件を備えていないにも関わらず、その機能が簡単な改装案によって実現できる場合に、同構成要件を充足すると認定することができるかについて、たとえ被疑侵害製品が本件特許のいずれかの構成要件を備えていないとしても、被疑侵害製品に、①実際の使用において当該構成要件に対応する機能が存在し、②当該構成要件に関連する設定が存在し、かつ被疑侵害者がこれについて合理的な説明をすることができず、③当該構成要件の機能を改装案によって実現することができ、かつ改装案の実行が容易であり、専門技術者の知識の蓄積が必要ない場合には、被疑侵害製品は当該構成要件を実際に備えていると認定できると認定した。

本件においては、まず、被疑侵害製品と権利者の製品はいずれも「前方地面接触によるエンジン停止機能」を備えており、上記①を充足している。次に、被疑侵害製品のエンジン停止電源接触点の配線接続端子とガソリンエンジンのエンジン停止配線の間には導線による接続はないが、被疑侵害製品には導線接続に使える地面接触によるエンジン停止電源接触点及び配線接続端子が設けられており、また、B社は被疑侵害製品に当該地面接触によるエンジン停止電源接触点及び配線接続端子が設けられている理由を合理的に説明できておらず、上記②を充足している。さらに、被疑侵害製品の導線接続による改装案は実行が容易であり、専門

技術者の知識の蓄積は必要なく、B社には、消費者に対し、導線を添加することによって被疑侵害製品の前方地面接触によるエンジン停止機能を実現させるよう指示した可能性がある。このため、法院は、被疑侵害製品は本件特許の構成要件を備えていると認定した。

特許権及び実用新案権により保護されるのは技術案であり、技術案は構成要件によって構成される。特許権の保護範囲は、全ての構成要件によって確定される。すなわち、特許の請求項に記載された全ての構成要件を備える場合に特許権侵害が成立し、構成要件のいずれかが欠けていれば、特許権侵害を構成しないのが原則である。

本件では、技術案の中に導線の違いが存在するか否かについて、第二審法院は、被疑侵害製品に導線はないが、上記①～③を考慮し、被疑侵害製品は「エンジン停止電源接触点の配線接続端子が導線によってガソリンエンジンのエンジン停止配線に繋がっている」という構成要件を実際には備えていると認定した点で注目に値する。

6. 企業へのメッセージ

特許権侵害訴訟においては、権利者の技術案の構成要件と他の技術案の構成要件の比較が行われるが、本件判決の趣旨によれば、法院は、権利者の構成要件と他の構成要件が同一を構成するかどうかを、当該構成要件によって実現される機能、当該構成要件に関連する設定、当該構成要件と比較対象の間の差異に着目して判断されることになる。企業は、特許権侵害訴訟において、構成要件の間の直接比較だけでなく、当該構成要件に関連する設定等が、構成要件の同一を実質的に構成しうるかどうかにも注意を払うべきである。

第2 XとB社との意匠権侵害紛争事件

1. 事件の性質

意匠権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

案件名：XとB社との意匠権侵害紛争事件

争点：被疑侵害製品において、意匠の要部に相当する構造が外部から見えない場合も、意匠権の侵害に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：江蘇省南京市中級人民法院(2015)寧知民初字第150号

原告：X

被告：B社

判決日：不明

第二審：江蘇省高級人民法院(2016)蘇民終171号

上訴人：X

被上訴人：B社

判決日：2016年12月21日

再審：最高人民法院(2017)最高法民申2649号

再審申立人：X

最新被申立人：B社

判決日：2017年9月27日

関連条文：「特許法」第11条、第59条、第60条、「特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（以下「本件司法解釈」という）第12条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

①原告の本件意匠権

Xは、2012年2月15日に「アルミ型材（8）」について国家知的財産権局に意匠登録出願をし、2012年7月18日に意匠権を付与された（権利番号 ZL201230029521.1、以下「本件意匠」という）。公告図面は、正面図、左側面図、右側面図、上面図により構成され、本件意匠の「簡単な説明」に、「デザインの要点を最もよく表わす図面又は写真：正面図」と記載されている。その正面図（下図）によれば、当該アルミ型材の断面は、二つの相対する「个」字状部分が逆向きの「C」字状部分により繋がっている造りである。



②被告の侵害態様

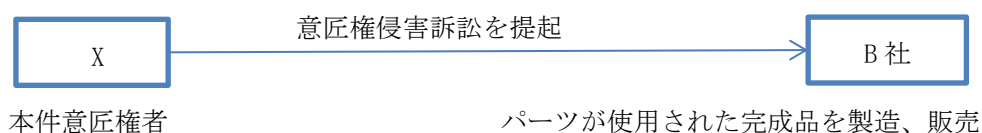
B社は、本件意匠と同一デザインのアルミ型材（以下「パーツ」という）が使用されたガラス製スライドドア（以下「完成品」という）を販売しており、パーツは、完成品のガラスに嵌め込まれて一体化している。

③経緯

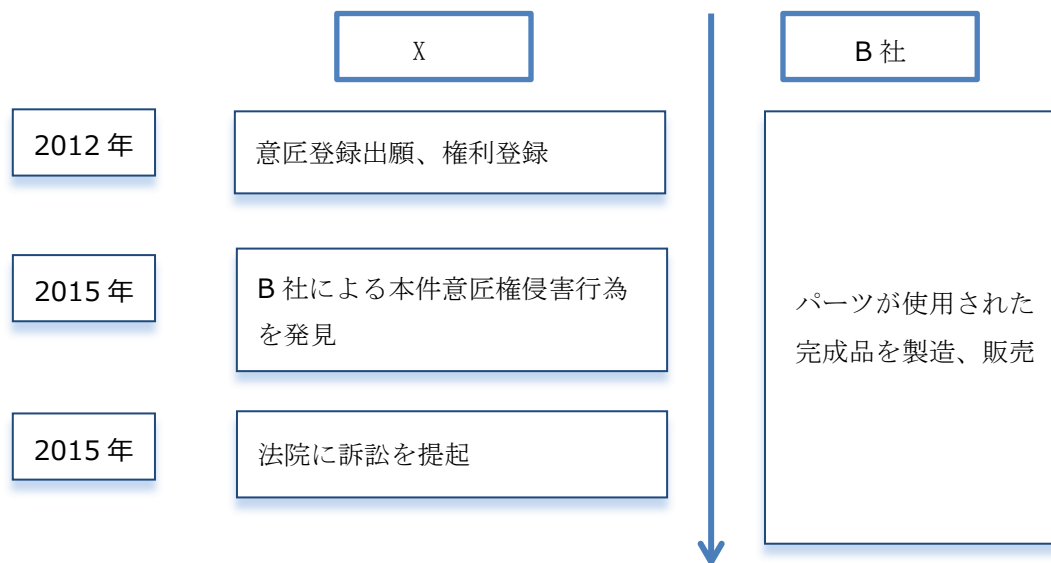
2015年5月26日から29日の間に、Xは、B社が「2015年第二回中国（南京）スライドドア博覧会」でXの意匠権を侵害する疑いのある完成品を展示し、販売していることを発見した。Xの委託代理人は、色違いの二種類の完成品及び付属品各1セットを公証人の立会の下で購入した。

Xは、法院に訴訟を提起し、B社が①本件意匠権を侵害する生産、販売、販売の申出を直ちに停止すること、②Xに対して20万元人民元を賠償すること、③本件訴訟費を負担することを請求した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

公証購入された 2 セットの完成品は、いずれも生産者に関する情報がなく、使用されているパーツは同一であり、当該パーツは、ドアのガラスに嵌め込まれており、前後からしか見えず、左右側面から注意深く観察しても、その内部構造ははっきり見えない。よって、本件のもっとも注目すべき争点は、完成品に使用されているパーツが外部から見えない場合も、本件意匠権の侵害に該当するか否かである。

X が法廷で完成品から取り外したパーツから見れば、パーツは、本件意匠の全ての構成部品、デザイン特徴及び形状要素を備えており、両者の全体の外観の視覚効果には差異がない。よって、完成品に使用されているパーツは、本件意匠と同一デザインに該当し、本件意匠の保護範囲に含まれる。但し、B 社の行為から見れば、その完成品の販売、販売申出行為は、X の本件意匠権を侵害しない。なぜなら、B 社による販売、販売申出行為の対象は、完成品全体であって、パーツ単体ではなく、ドアから取り外されていないパーツは、その要部の一部が見えず、又ははっきり見えないので、本件意匠と同一又は類似であるかを判断することができないからである。

さらに重要なのは、「本件司法解釈」第 11 条は、「人民法院は、意匠が同一又は類似であるか否かを認定する場合、特許権を付与された意匠、被疑侵害デザインのデザイン的特徴に基づき、意匠の全体の視覚効果をもって総合的に判断しなければならない。」と定めており、完成品から取り外されていないパーツは、その要部の一部が見えず、又ははっきり見えないので、当然、その全体の視覚効果を判断することはできず、本件意匠権の公告の各図面と総合的に対比することができない。

②結論

第一審法院は、完成品から取り外されたパーツは本件意匠権の保護範囲に含まれるが、B社による完成品の販売、販売申出行為は本件意匠権を侵害しないと認定し、Xの訴訟請求を棄却した。

(5) 第二審判決

Xは、①本件の正確な権利侵害対比対象は、完成品に使用されているパーツであり、一審法院が「意匠の全体」を完成品そのものと理解したのは間違いであること、②B社が本件意匠権を侵害するパーツを部品として別の製品を製造し、販売する行為は、「特許法」に定める販売行為に該当し、しかも、当該パーツは技術的機能と装飾的機能の両方を備えているので、権利侵害に該当することを理由として、一審判決を不服とし、上訴した。

①争点についての判断

本件意匠権の「簡単な説明」によれば、本件意匠の特徴を最もよく表す図面は正面図（アルミ型材の断面の形状）である。

被疑侵害パーツと本件意匠の全体の視覚効果に差異はないが、被疑侵害パーツは完成品に取り付けられた後、断面内部が見えなくなるため、B社の製品を購入する消費者には、被疑侵害パーツの「个」字状部分の最上部の「人」字状部分の上部外側のデザインしか見えない。しかも、先行デザインから見れば、本件意匠の出願日より前に、これはすでにアルミ型材の一般的なデザインであった。この場合、B社は、単に被疑侵害パーツの技術的機能を利用したにすぎず、即ち、完成品のガラスの固定に用いたにすぎないと認定できる。

②結論

第二審法院は、B社の行為は、本件意匠の使用行為に該当すると考えられ、かかる使用行為は特許法で禁止されていないので、本件意匠の侵害に該当しないと認定し、一審判決を支持し、Xの上訴を棄却した。

(6) 再審裁定

Xは、二審判決を不服とし、最高人民法院に対して再審を申し立てた。

①争点についての判断

「本件司法解釈」第12条2項は、「意匠特許権を侵害する製品を部品とし、他の製品を製造し販売する場合、人民法院は、特許法第11条に定める販売行為に該当すると認定しなければならない。但し、意匠特許権を侵害する製品が当該他の製品において技術的機能のみを備える場合はこの限りではない。」と定めている。被疑侵害パーツは、完成品のガラスに嵌め込まれて一体化し、被疑侵害パーツの要部が見えないので、完成品において技術的機能しか有していない。よって、B社の被疑侵害パーツを部品とし、完成品を生産して販売する行為は、意匠権の侵害に該当しない。

②結論

以上のとおり、最高人民法院は、Xの再審申立を棄却した。

5. 解説

「特許法」第70条は、「特許権者の許諾を受けずに製造されかつ販売された特許権侵害製品であることを知らずに、生産及び営業の目的で使用し、販売を申し出、又は販売し、当該製品の合法的な供給源を証明できるときは、賠償責任を負わない。」と定めている。一方、「『特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈』の理解及び適用」¹の五によれば、「特許法」第70条の規定に基づき、特許権侵害製品の使用者は一定の条件の下で賠償責任を負わないが、製造者の賠償責任は免除されない。したがって、部品による意匠権侵害の判断においては、被疑侵害者が部品を「製造」したのか、それとも、部品を「使用」したのかを区別することが肝心である。

具体的に言えば、被疑侵害者が、製品を製造したが、製品に使用する侵害部品自体は製造していない場合には、製品に侵害部品を使用する行為は「本件司法解釈」第12条の「使用行為」の範囲に含まれる。一方で、製品のみならず、製品に使用する侵害部品も製造し、かつ製品を販売した場合には、製品に侵害部品を使用する行為は「販売行為」の範囲に含まれる。

このほか、意匠権侵害訴訟の場合は、さらに注意すべき点がある。「本件司法解釈」第11条1項の規定によれば、意匠権によって保護されるのは製品の外観であり、製品に使用されている侵害部品が技術的機能のみを備え、全体の視覚効果に影響を及ぼさない場合は、販売行為に該当しないと考えられる。本件のように、製品の外観からは製品に使用されている侵害部品が見えない場合においては、製品に使用されている侵害部品が技術的機能のみを發揮するのか、それとも、消費者に美感も感じさせるのかを判断する必要がある。当該判断に関して、本件判決では、以下の見解が示された。

意匠権によって保護されるのは、美感に富み、かつ工業上の応用に適した新デザインであるため、見えない部分が美感に富むかどうかは問題にならない。したがって、法院は、意匠の同一性又は類似性を判断する時、本件意匠権によって保護されるデザイン及び被疑侵害デザインの特徴に基づき、全体の視覚効果により総合的判断すべきである。本件においては、製品に使用されている侵害部品が見えないので、消費者が製品を購入する際に製品に使用されている侵害部品の美感を考慮することはなく、また、本件意匠の各図面と総合的に対比することもできないので、製品全体において、製品に使用されている侵害部品は技術的機能しか有していないと認められ、本件意匠権利を侵害しないと判断すべきである。

6. 企業へのメッセージ

企業は、意匠権を出願する際は、製品の真実の状態について、デザインの要部を最もよく表す図面を選択し、意匠の「簡単な説明」に記載することが必要である。意匠の構造が複数の図面によって表される場合には、その旨を説明しておくことも必要である。意匠が内部に

¹ 孔祥俊 王永昌 李劍 「人民司法（応用）」2010年第3期 第27頁

使われ、外部からは見えない場合においては、当該意匠に技術的機能があるときは、実用新案又は発明特許として出願することも考えられる。また、権利侵害訴訟を提起する際は、権利侵害が疑われる部品の最終製品における使用状態及び機能を考慮し、適切な被告及び被疑侵害製品を選択することも重要である。

【商標】

第3 XとA社、B社、C社、D社との商標権侵害紛争事件

1. 事件の性質

商標権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：XとA社、B社、C社、D社との商標権侵害紛争事件

争点：独占的利用を許諾した場合における商標権者の差止請求権及び経済的損害賠償請求権の有無

3. 書誌的事項

第一審：合肥市中級人民法院（2016）皖01民初57号

原告：X

被告：A社、B社、C社、D社

判決日：不明

第二審：安徽省高級人民法院（2017）皖民終525号

上訴人（第一審原告）：X

上訴人（第一審被告）：A社

上訴人（第一審被告）：B社

上訴人（第一審被告）：C社

被上訴人（第一審被告）：D社

判決日：2017年11月27日

関連条文：「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第4条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

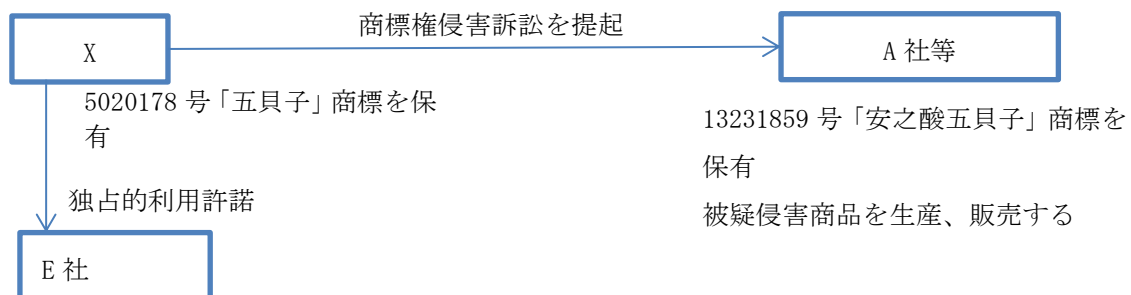
2005年11月23日、Xは「五貝子」商標を国家商標局に出願し、2015年1月28日、Xが出願した5020178号「五貝子」商標が登録された。商品の類別は第3類であり、洗顔ミルク、化粧品及びシャンプー等が含まれる。「五貝子」商標の登録日は2009年2月14日、有

効期限は2019年2月13日までである。2009年12月20日、Xは「五貝子」商標についてE社に独占的利用を許諾した（独占的利用の許諾とは、商標権者も登録商標を使用できない許諾である）。

2013年9月12日、A社は「安之酸五貝子」商標を国家商標局に出願し、2016年3月11日、A社が出願した13231859号「安之酸五貝子」商標が登録された。商品の類別は第3類である。その後、A社は「安之酸五貝子」商標を使用する「安之酸栄養五貝子」染毛剤（以下「被疑侵害商品」という）の生産をC社及びD社に委託し、かつB社を通じて販売した。A社は「安之酸五貝子」商標を使用する際、「安之酸」という文字は小さくし、「五貝子」という文字が際立つように強調して使用している。

Xは、A社等による被疑侵害商品の生産、販売行為が自らの「五貝子」商標を侵害したと主張して、A社、B社、C社及びD社に対し、被疑侵害商品の生産、販売、宣伝の停止と300万円あまりの損害賠償等を求めて訴訟を提起した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表

	X	A社等
2005年11月23日	Xが「五貝子」商標を出願	
2015年1月28日	Xが5020178号「五貝子」商標を取得。商品の類別は第3類、洗顔ミルク、化粧品及びシャンプー等。登録日は2009年2月14日、有効期限は2019年2月13日まで	
2009年12月20日	Xが「五貝子」商標についてE社に独占的利用を許諾	
2013年9月12日		A社が「安之酸五貝子」商標を出願
2016年3月11日		A社が13231859号「安之酸五貝子」商標を取得。商品の類別は第3類
2015年以降		A社が「安之酸五貝子」商標を使用する被疑侵害商品の生産をC社及びD社に委託し、かつB社を通じて販売
年月日不明	Xが、A社等による被疑侵害商品の生産、販売行為が自らの「五貝子」商標を侵害したと主張し、訴訟を提起	

(4) 係争権利

5020178号「五貝子」商標

五貝子

13231859号「安之酸五貝子」商標

安之酸五貝子

(5) 第一審判決

①争点についての判断

第一審では、Xが独占的利用を許諾した場合における商標権者の差止請求権及び経済的損害賠償請求権の行使について争わなかったため、第一審法院は当該争点について判断しなかった。

第一審法院によれば、商標権侵害を構成するか否かを判断する際、客観的には、被疑侵害者による被疑侵害商標の使用状況及び当該使用状況についての合法的な権利の基盤の有無を判断し、主観的には、混同を生じさせようとする使用者の故意の有無を判断しなければならない。また、登録商標の知名度及び影響範囲も考慮しなければならない。本件において、各被告は、被疑侵害商標を使用する際、「五貝子」の3文字を強調して使用しているため、登録商標との混同を招きやすく、消費者に被疑侵害商品が登録商標の権利者と何らかの関係を有するという誤認を生じさせやすい。よって、各被告による被疑侵害商標の使用行為は、類似商品において原告が有する登録商標と類似する商標を使用する行為に該当し、主観的には「フリーライド」の故意があり、客観的には消費者の混同誤認を生じさせやすいため、原告が有する登録商標の商標権を侵害している。

損害賠償金額について、損害賠償金額を確定する際には、まず被告が権利侵害行為により取得した利益及び原告が権利侵害行為により被った実際の損失を考慮しなければならない。原告は関連の証拠を提出できていないため、事情を斟酌し、原告の経済損失の賠償及び権利侵害行為を差し止めるための合理的支出は、合計25万元と確定した。

②結論

第一審法院は、被告らの行為が商標権侵害行為に該当すると認定し、被告らに対し、被疑侵害商品の生産、販売の差止め、ウェブサイト、宣伝資料及び店頭における被疑侵害商標の使用の停止、25万元の損害賠償を命じる旨判決した。

(6) 第二審判決

X、A社、B社、C社は第一審判決を不服とし、上訴した。第二審法院は、次のとおり判示した。

①争点についての判断

「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第4条は、登録商標専用権の侵害が発生した場合、独占的利用許諾契約のライセンシーは人民法院に訴訟を提起することができる」と定めている。当該条項は、登録商標権の侵害が発生した場合において、商標登録者が訴訟を提起しなかったときの、独占的利用許諾契約のライセンシーによる訴訟を提起する権利を保障するための条項であるが、商標登録者が独自に訴訟を提起する権利を排除するものではない。原告は、5020178号「五貝子」商標の権利者として、商標権の侵害が発生した場合、訴訟を提起する権利を有する。

損害賠償金額について、原告はすでに登録商標を独占的利用許諾の形により第三者のE社に利用を許諾していた。許諾期間は2009年12月20日から2017年12月31日までである。当該期間において、原告には登録商標を使用する権利はなく、登録商標について許諾料以外の経済的権利を有しない。原告も権利侵害行為により被った損失に関する証拠を提出しなかつた。

ったため、その損害賠償請求を支持しない。但し、事情を斟酌して、権利侵害行為を差し止めるための合理的支出として、1.5万円は支持する。

なお、宣伝資料及び店頭における登録商標を侵害する商標標識の使用について、原告は第一審において当該訴訟請求を提出しなかったため、第一審判決は原告の訴訟請求の範囲を超えている。

②結論

以上のとおり、第二審法院は、第一審判決における被疑侵害商品の生産、販売の差止めに関する判決を維持するが、第一審判決における宣伝資料及び店頭における被疑侵害商標の使用の停止に関する判決を取り消した。また、第二審法院は、第一審判決における損害賠償金額に関する判決を取り消し、1.5万円の賠償に変更する旨判決した。

5. 解説

本件で、被告のA社等は、13231859号「安之酸五貝子」商標を使用する際に、意図的に「安之酸」の3文字を小さくして、「五貝子」の3文字を際立つように強調して使用している。これによって、被告の製品である「安之酸栄養五貝子」染毛剤は原告と関係があると消費者に誤認を生じさせる可能性が大きく、本件の被告らの行為が、原告が有する5020178号「五貝子」商標への権利侵害であると認定されたことは妥当であろう。

本件において注目すべき点は、原告が商標権について独占的利用を許諾した後においても、なお訴訟を提起する権利を有するか否かである。本件において、原告は登録商標について第三者に独占的利用を許諾し、許諾期間において登録商標を使用することができなくなった。上記のとおり、第二審法院の判断によれば、「商標民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」4条は、登録商標権の侵害が発生した場合において、商標登録者が訴訟を提起しなかったときの、独占的利用許諾契約のライセンシーによる訴訟を提起する権利を保障するための条項であるが、商標登録者が独自に訴訟を提起する権利を排除するものではない。よって、原告には、自らの権利を保護するために、訴訟を提起する権利がある。

但し、原告が被告らに対して有するのは、商標権侵害行為の差止めを請求する権利のみであり、損害賠償を請求する権利は有しない。その理由は、原告が登録商標について独占的利用を許諾した後は、自ら商標を使用する権利がなくなり、商標権侵害行為によって経済的損害を被ることがないためである。

6. 企業へのメッセージ

商標権者は、第三者に対し独占的利用許諾の形で商標権の使用権を付与することが少なくない。この場合、商標権者も商標を使用できなくなる。このような場合において、商標権が他人に侵害されたとき、独占的利用を許諾されたライセンシーのほかに、商標権者も権利侵害行為の差止めを求める訴訟を提起することができる。但し、商標権者は、商標権侵害行為

によって経済的損害を被ることはないため、損害賠償を請求することはできない。企業が自らの商標権を守るための対策としては、差止訴訟を提起することが考えられる。

第4 A社とB協会らとの商標無効宣告請求行政紛争事件

1. 事件の性質

商標無効宣告請求行政紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：A社とB協会らとの商標無効宣告請求行政紛争事件

争点：B協会による出願商標の登録出願行為が、2001年「商標法」第41条第1項にいう欺瞞的手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた場合を構成するか否か

3. 書誌的事項

第一審：北京知的財産権法院（2015）京知行初字第6629号

原告：B協会

被告：国家工商行政管理総局商標評議審査委員会（以下「商標評議審査委員会」という）

第三者：A社

判決日：不明

第二審：北京市高級人民法院（2017）京行終3288号

上訴人（第一審第三者）：A社

被上訴人（第一審原告）：B協会

判決日：2017年12月25日

関連条文：2001年「商標法」第41条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

①係争権利

第4292071号「祁門紅茶及び図」商標

②経緯

2004年9月28日、B協会が、国家工商行政管理総局商標局（以下「商標局」という）に対し、第4292071号「祁門紅茶及び図」（色彩指定）商標（以下「出願商標」という）の登録を

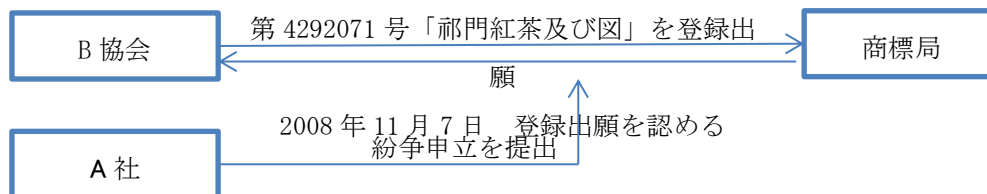
出願したところ、初期査定公告期間中に A 社が異議申立を提起し、商標局は、審査の上で登録を認める旨を決定し、第 30 類「茶、茶葉代用品」等の商品への使用が指定され、専用権の期間は 2008 年 11 月 7 日から 2018 年 11 月 6 日までとされた。

2011 年 12 月 27 日、A 社は、出願商標について、商標評議審査委員会に対し紛争申立を提出し、かつ証拠を提出した。2012 年 12 月 14 日、B 協会は、商標評議審査委員会に対し、紛争に関する答弁書を提出し、かつ証拠を提出した。

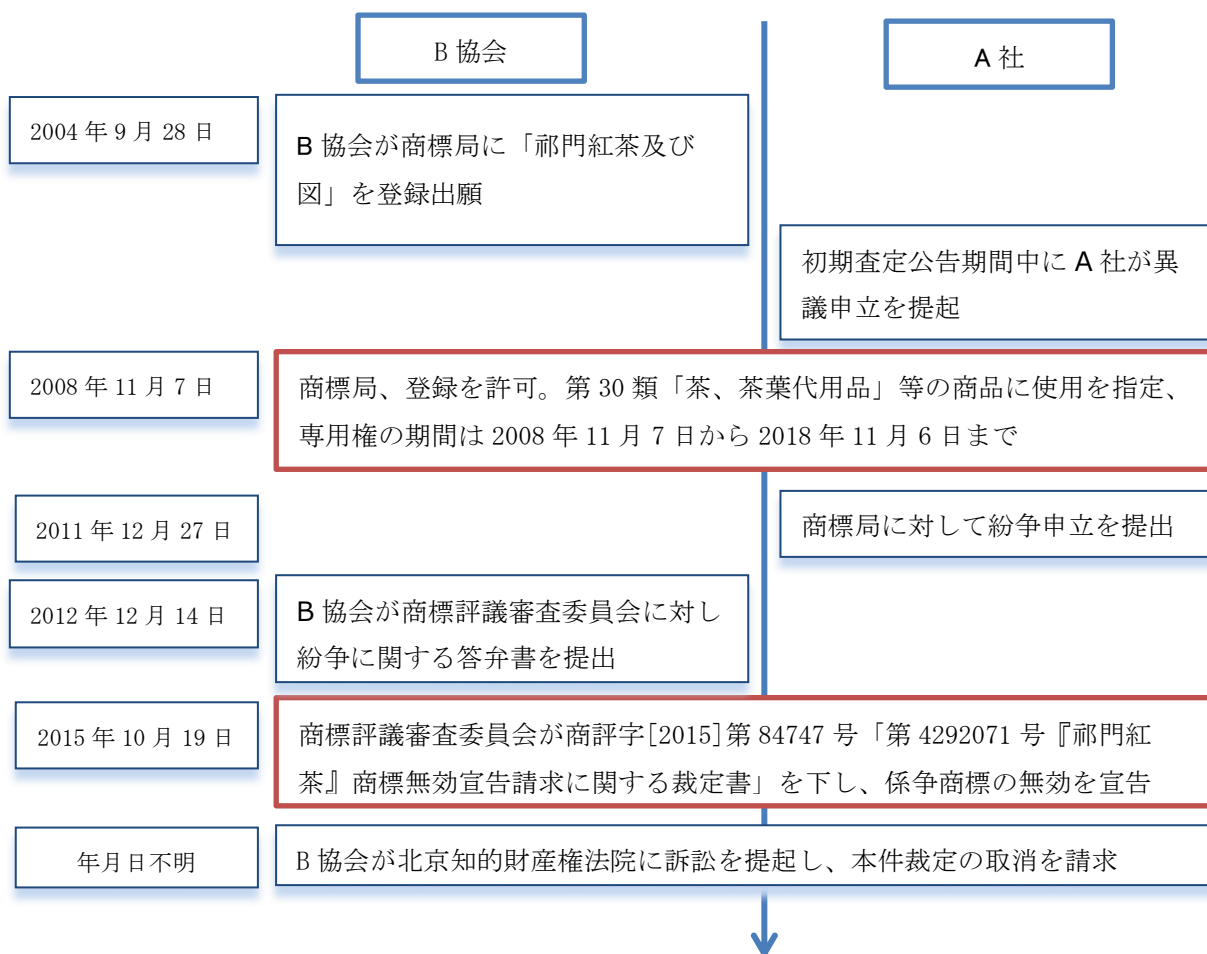
2015 年 10 月 19 日、商標評議審査委員会は商評字[2015]第 84747 号「第 4292071 号『祁門紅茶』商標無効宣告請求に関する裁定書」（以下「本件裁定」という）を下した。当該決定において、本件の争点は、B 協会による出願商標の登録出願行為が、2001 年「商標法」第 41 条第 1 項にいう欺瞞的手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた場合を構成するか否かという点にまとめられるとされた。また、B 協会が「祁門紅茶」という地理的表示を証明商標として登録出願する際に、当該地理的表示により示される地域を祁門県の所轄行政区画にのみ限定するというのは客観的な歴史と食い違っており、商標の登録を出願するにあたり遵守すべき信義則に反しているため、2001 年「商標法」第 41 条第 1 項にいう欺瞞的手段により登録を得ていた場合を構成すると認定された。以上より、商標評議審査委員会は、2001 年「商標法」第 41 条第 1 項、2013 年の改正「中華人民共和国商標法」第 44 条第 1 項、第 3 項及び第 46 条の規定に基づき、出願商標の無効を宣告する旨、裁定した。

その後、B 協会は北京知的財産権法院に訴訟を提起し、本件裁定の取消を請求した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

出願商標の登録行為が「欺瞞的手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた場合」に該当するか否かを判断するにあたっては、少なくとも、(i) 商標登録者の主観において、不正競争、不法利益の取得を目的とし、商標行政主管機関を欺く故意がある、(ii) 商標登録者が、商標行政主管機関に対し、事実真相を偽り、又は隠して、偽造した出願書類又はその他の証明文書等を提出するという行為を客観的に実施した、という2つの要件が満たされているかどうかを判断しなければならない。

出願商標の出願が2001年「商標法」第41条第1項の規定にいう「欺瞞的手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた」場合に該当するか否かの判断というのは、「祁門紅茶」の生産区域範囲が客観的にどうであるのかを確定することにあるのではなく、B協会が当該証明商標を出願する際の主観の上で、商標行政機関を欺く故意があったか否か、出願書類を偽造する等の欺瞞的行為を客観的に実施したか否かというところにある。本件の関連証拠によれば、B協会が当該証明商標を出願する時点で出願書類を偽造する等の欺瞞的行為を実施したことを示す証拠はなく、また商標評議審査委員会も、B協会が出願商標の登録を出願した時点で当該地理的表示により示される地域が客観的歴史と食い違っており、商標行政機関を欺く故意によるものだとすることを証明する証拠を提出していない。従って、出願商標の出

願は、2001年「商標法」第41条第1項の規定にいう「欺瞞的手段又はその他の不正な手段により登録を得ていた」場合を構成せず、本件裁定における関連の認定には、法律の適用に誤りがある。

②結論

以上より、第一審法院は、「中華人民共和國行政訴訟法」第70条第2項の規定に基づき、本件決定を取り消し、かつ、商標評議審査委員会はあらためて裁定する旨判決した。

(5) 第二審判決

①争点についての判断

A社は、第一審判決を不服とし、上訴を提起して、第一審判決の取消と、本件裁定の維持を請求した。商標評議審査委員会及びB協会は、第一審判決に服した。

第二審法院は、次のとおり判示した。本件出願商標は、地理的表示証明商標である。2001年「商標法」第16条第2項の規定によれば、地理的表示とは、ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信望又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決定されていることを表す表示を指す。登録を出願した地理的表示証明商標により確定される当該商標を使用する商品の原産地と、当該地理的表示の実際の地域範囲が一致しなければ、その地域範囲を不適切に拡大した場合でも、あるいはその地域範囲を不適切に縮小した場合でも、公衆を誤導するのであり、かつ当該商標を使用する商品が特定の生産区域に由来し、特定の品質を有することを証明する役割を果たすのは難しい。従って、このような地域範囲の限定が不正確な地理的表示証明商標については、法に基づき、登録を認めるべきではない。

商標の登録は、出願人の出願を基礎として成り立つものである。地理的表示について言えば、地理的表示証明商標にせよ、地理的表示団体商標にせよ、その商標が関係する地理的表示の地域範囲の確定にはかなり高い専門性が必要であり、商標登録主管機関にとっては確認が難しいことから、地理的表示の審査の過程では、商標登録主管機関は形式審査を行うしかないというのが常である。そこでこれに応じて、地理的表示の登録出願人は、商標登録出願書類を提出するにあたり、一般の商品商標、サービスマークの登録出願人に比べなお一層の信義誠実の義務を尽くさなければならない。地理的表示の登録出願人が負う信義誠実の義務は、消極的な面、すなわち虚偽の商標登録出願書類を提供しないという消極的不作為義務に限られるにとどまらず、商標登録主管機関に対して、客観的状況を全面的かつ正確に説明するという積極的作為義務も含まれるべきものである。上記信義誠実の義務に対する違反は、消極的不作為義務に対する違反、あるいは積極的作為義務の不履行のいずれにせよ、その商標の登録出願行為の正当性の基盤を失わせる。虚偽文書の提出又はその他の形の虚偽行為により商標の登録を得ることは、2001年「商標法」第41条第1項に定める「欺瞞的手段」により登録を得ていた場合に該当する。他方、積極的義務を尽くさず、商標登録主管機関に対し、客観的状況を全面的かつ正確に報告せずに登録を得ることは、2001年「商標法」第41条第1項に定める「その他の不正な手段により登録を得ていた」場合に該当する。

B協会は、「祁門紅茶」の生産区域の地域範囲に争いがあることを明らかに知りながら、商

標登録主管機関に対し、当該商標の登録の過程でその争いについて全面的かつ正確に報告しなかった。とりわけ、出願商標に関する紛争申立をめぐって安徽省工商行政管理局が開催した調整会議の結果作成された議事録での要求に従い、A社が商標異議申立を取り下げていたにもかかわらず、B協会は不作為により商標登録主管機関が出願商標の登録を認めるのを待っていた。かかる行為は、地理的表示の登録出願人が負う信義誠実の義務に違反しており、2001年「商標法」第41条第1項に定める「その他の不正な手段により登録を得ていた」場合を構成し、出願商標は法に基づき無効を宣告されるべきである。A社の上訴理由の一部は成立し、本法院はこれを支持する。

②結論

第二審法院は、第一審法院の第一審判決を取り消し、B協会の訴訟請求を棄却する旨判決した。

5. 解説

「商標法」第16条の規定によれば、地理的表示とは、ある商品がある地域を産地とし、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決定されていることを表す表示を指す。「地理的表示」は、「地名+品名」の形で、ある商品がある地域を産地としており、かつ当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が主に同地域の自然的要素又は人文的要素によって決定されていることを証明する。しかし、歴史的な経緯や意識の相違から、地理的区分を簡単明瞭に行うのは難しい。本件を例にすると、一般的な理解では、「祁紅」といえば祁門紅茶であり、「祁門」といえば祁門県である。しかし、歴史的に、また自然条件からすると、茶葉の生長は主に自然環境によるのであって、人為的な行政区画に従うというものではない。A社が提供した証拠は、歴史的にもその後においても、祁門紅茶の産出地域には、石台、東至、貴池等が含まれることを示している。A社らは、もしこの証明商標が祁門一県のみに限られるとすれば、客観的な歴史及び現実に反しており、その他の産出地域の茶農家の合法的權益に損害を与えると認識している。第二審法院は最終的にこの証拠を採用した。本件の裁判は、商標権の付与、権利確定に関する行政事件において、特定の地理的表示の地域範囲について法院が司法認定を行った初めてのケースであり、地域範囲は、まさに地理的表示の保護の核心となる問題である。

また、信義誠実の原則は、民事活動において堅く守るべき原則の一つであり、中国の「商標法」に明確に定められている原則でもある。商標の登録出願の過程（出願文書の提出、初期審査公告から登録の審査確認までの全ての過程を含む）において、出願人は、信義誠実の義務を負う。地理的表示は、証明商標にせよ、団体商標にせよ、商標登録主管機関が関連する自然的要素、人文的要素、商品の出所範囲等の実質的条件について確認するのは難しいことから、出願人が提出する業種主管機関の認可文書等に基づいて形式審査を行うのが常となっている。一般の商標と比べ、地理的表示の出願人は、虚偽文書を提供しないという義務だけでなく、積極的な報告義務も負わなければならない。本件において、仮にB協会の最初の

証明文書が偽造でなかったとしても、同協会は地域範囲について争いが存在することを明らかに知っており、業種主管機関がすでに実際の産出地域に基づいて範囲の調整を行っていた状況にありながら、なお商標登録主管機関に対してこの客観的状況について説明しなかったのは、地理的表示の出願人が遵守すべき積極的作為義務に反している。本件第二審判決によれば、このような状況は、中国の「商標法」において定められている「その他の不正な手段により登録を得ていた場合」に該当する。

6. 企業へのメッセージ

地理的表示証明商標の出願は、現在、国際的に、特色ある製品の保護において広く用いられている手法であり、自然的資源、人文的資源及び地理的遺産の合理的かつ十分な利用及び保存を可能にし、優れた特色ある製品を効果的に保護し、特色ある業種の発展を促進させる。簡単に言うと、地理的表示は、産地が証明される商品に付加価値を与えることができるのである。地理的表示は、地域の公共資源に該当し、出願人は、地理的表示によって示される地域の県級以上の人民政府又は業種主管部門が当該出願人による登録出願に同意しており、かつ当該地理的表示を監督管理する旨の文書を提出しなければならない。なお、地理的表示を付す製品の客観的存在及び信用状況の証明資料を提出することが、地理的表示の権利確定の重要な根拠となる。当該証明資料には、公開出版されている県志、農業情報誌、製品情報誌、年鑑、教科書、国レベルの専門定期刊行物等が含まれ、原本でもよいし、発行者の公印を押印した、表紙、奥付、本文の写しでもよい。

第5 A社等とC社等との商標権侵害紛争事件

1. 事件の性質

商標権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：A社等とC社等との商標侵害紛争事件

争点：①商標先使用权の認定において一定の影響力の有無をどう判断するか、②商標異議審査期間内において、被疑権利侵害者が善意販売と主張する場合、その善意（主観的な意図）をどう認定するか。

3. 書誌的事項

第一審：山東省青島市中級人民法院（2015）青知民初字第44号

原告：C社

被告：A社、B社

第三者：D社

判決日：不明

第二審：山東省高級人民法院（2016）魯民終493号

上訴人：A社

被上訴人：C社、B社

第三者：D社

判決日：2017年1月16日

関連条文：「商標法」第36条、第59条、第64条

出典：「北大法寶データベース」

<http://www.pkulaw.com/pfn1/a25051f3312b07f350f84089b3d3aa601020f9ab58035997bdfb.html>

4. 事件の概要

(1) 事実概要

①係争権利

登録商標は第7270271号「ora」商標である（下図をご参照）。登録商標は、指定商品又は役

務が第 30 類（蜂蜜を含む）であり、有効期間が 2010 年 8 月 21 日から 2020 年 8 月 20 日までである。

ORA

②被告による侵害の様態

被告が係争商標を使用した商品の様態は下図のとおりである。



③経緯

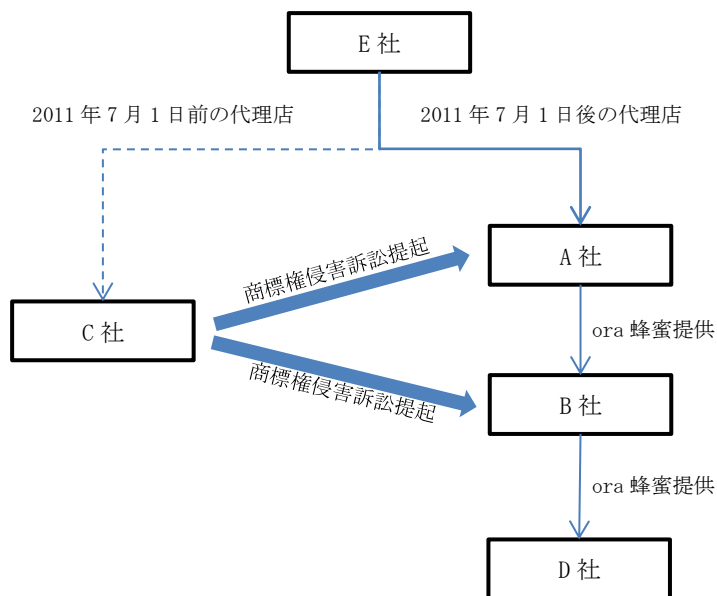
C 社は 2009 年にニュージーランドの E 社と代理契約を締結し、中国国内において E 社が生産する「ora」蜂蜜の販売を代理した。C 社は E 社との代理契約期間内である 2009 年 3 月 23 日に登録商標「ora」を出願した。これに対して、E 社は異議、再審査を申し立てた。2014 年 6 月 27 日に、商標局は係争商標の登録無効公告を出したが、同年 12 月 20 日に改めて登録公告を出した。当該登録公告によれば、係争商標の有効期間は 2010 年 8 月 21 日から 2020 年 8 月 20 日までである。

2011 年 7 月、E 社は C 社との代理契約を終了し、新たに A 社と代理契約を締結した。その後、A 社は、B 社、D 社等を経由して「ora」蜂蜜を販売した。A 社等は、係争商標の異議審査期間（2010 年 8 月 21 日の初期査定公告期間の満了日から 2014 年 12 月 20 日の商標登録が認められた日まで）に、係争商標を使用する蜂蜜を販売した。

2015 年、C 社は青島市中級人民法院に A 社、B 社による商標権侵害につき訴訟を提起した。法廷審理において、A 社は、ニュージーランドの工商登記情報において E 社が「oramanukahoney」商標を登録している旨の公証書及び E 社と締結した代理契約書を提出した。当該契約において、ニュージーランドの ora 商標権利者である E 社が A 社に中国大陸における代理店として ora ブランドの蜂蜜の販売を授権すること、A 社に対して ora の国外商標登録証明及び国内商標登録証明を提供することが約束されている。また、A 社は法廷審理において E 社が係争商標について異議、再審査を申し立てたことを知っていることと自認した。

本件の法廷審理は、A 社は「ora」商標について先使用权を有するか、A 社は係争商標の異議審査期間における「ora」蜂蜜の販売行為について権利侵害責任を負うか、A 社等の販売行為は善意販売に該当するかを巡って展開した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表

	C社	A社、B社
2009	E社と代理契約を締結、中国国内で「ora」蜂蜜を販売 2009年3月に係争商標について出願登録	
2010		E社が係争商標に対する異議、再審査の申立請求
2011	E社との代理契約が終了	E社がA社と新たに代理契約を締結
2012	商標局が2014年6月27日に係争商標について無効公告を出す	A社がD社を通じて「ora」蜂蜜を販売
2014	商標局が2014年12月20日に係争商標について改めて登録公告を出す。係争商標の有効期間：2010年8月21日～2020年8月20日	A社がB社を通じて「ora」蜂蜜を販売

(4) 第一審判決

①A社は「ora」商標について先使用权を有するかについて

A社は、E社がニュージーランドで登録した「oramanukahoney」商標を代理契約に基づいて使用しており、先使用权を有していることから、「商標法」第59条第3項「商標登録者が商標登録を出願する前に、他人が同一商品又は類似商品において商標登録者よりも先に登録商

標と同一又は類似しかつ一定の影響のある商標をすでに使用していた場合は、登録商標専用権者は、当該使用者がもとの使用範囲内で当該商標を継続して使用することを禁止する権利はないが、その者に適切な区別標識を加えるよう要求することができる」との規定に基づき、自社の行為は商標権侵害行為を構成しないと主張した。これに対して、E社の「oramanukahoney」商標は係争商標と明らかに異なり、また使用地域も異なることから、E社は中国国内で「ora」又はこれに類似する商標を使用する権利をA社に授権する権利がないと認定し、A社の先使用权を否定した。

②A社は係争商標の異議審査期間における販売行為について権利侵害責任を負うかについて

第一審法院は、商標局が2014年に出した登録公告により係争商標の有効期間は商標の初期査定公告日から3か月が満了した日、すなわち2010年8月21日から計算するとし、A社は係争商標の異議審査期間内における販売行為について権利侵害責任を負うと認定した。

③B社の販売行為は善意販売に該当するかについて

B社は、自社の販売する商品がC社の商標権を侵害することを知らず、かつ当該商品を合法的に取得しており、商品提供者がA社であることを証明した。従って、第一審法院は、B社は権利侵害行為を直ちに停止すべきであるが、「商標法」第64条第2項「登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売した場合、当該商品を自らが合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者を説明できた場合は、賠償責任を負わない」との規定に基づき、損害賠償責任を負わないと認定した。

④結論

第一審法院は、A社及びB社が直ちに権利侵害行為を停止し、A社がC社に経済的損失及び合理的支出、合計150,000元を賠償する旨判決した。

(5) 第二審判決

①A社は「ora」商標について先使用权を有するかについて

第二審法院によれば、「商標法」第59条第3項に基づき先使用权を主張するには、先使用の標識が一定の影響力を有することを証明することが必要である。本件において、A社はE社がニュージーランドで「ora」商標を登録したことを証明できず、また係争商標の出願日前に中国国内で本件標識を使用したこと、及び当該標識が一定の影響力を有することも証明できなかった。したがって、第二審法院は、A社が先使用权を有しないと認定した。

②A社は係争商標の異議審査期間における販売行為について権利侵害責任を負うかについて

「商標法」第36条第2項において、「審査の結果異議が成立せず登録が認められた商標について、商標登録出願者の商標専用権取得期間は、初期査定公告の3か月の期間が満了した日から起算する。当該商標公告の期間満了日から登録を認める旨の決定が出されるまでの、他人が同一又は類似商品について当該商標と同一又は類似の標章を使用した行為に対しては

遡及効を有しない。但し、当該使用者が悪意で商標登録者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない」と規定されている。これに基づいて、第二審法院は、2010年8月21日から2014年12月20日までの異議審査期間に、A社の販売行為が悪意を有する場合にのみ権利侵害責任を負うと説明した。本件においては、A社とE社の代理契約において、E社がA社に対して ora の国外商標登録証明及び国内商標登録証明を提供することが約束されていることから、A社が代理商品の商標権侵害の可能性について高い審査義務を負うべきであると認定した。また、A社はE社が係争商標に対して異議、再審査を申し立てたことを知っていることと自認したことから、第二審法院は、A社が主観的な悪意を有し、権利侵害責任を負うべきであると認定した。

③A社及びB社の販売行為は善意販売に該当するかについて

「商標法」第64条第2項において、「登録商標専用権の侵害商品であることを知らずに販売した場合、当該商品を自らが合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者を説明できた場合は、賠償責任を負わない」と規定されている。第二審法院は、上記②の認定に従い、A社の権利侵害行為についてはA社が主観的な悪意を有することから、第64条第2項を適用できないと判断した。

④結論

第二審法院はA社の上訴を棄却し、一審判決を維持した。

5. 解説

(1)「商標法」第59条第3項の先使用権を主張する際、一定の影響力を有することについて

「商標法」第59条第3項によれば、先使用標識は、「一定の影響力」を有しなければならない。「一定の影響力」については、①先使用標識の使用期間及び範囲、②関連群衆における先使用標識の知名度、③先使用標識の宣伝の方式、場所、対象者等から証明する必要がある。

①先使用標識の使用期間及び範囲については、先使用標識の使用期間は、係争商標が出願される前の期間を含む必要がある。更に、先使用標識は単純に係争商標の出願前から使用しているだけでなく、一定の影響力を有しなければならない。また、先使用標識の範囲については、少なくとも中国国内で使用している必要がある。本件において、第二審法院は、係争商標の出願日前に中国国内で本件標識を使用したことについて証明できないことを、先使用権を否定する理由の1つとして認定した。

②関連群衆における先使用標識の知名度については、第三者の調査機構にアンケート調査を依頼し、調査報告書という形で証明することができる。

③先使用標識の宣伝の方式、場所、対象者等については、既往の文献における公開報道、イベント等で証明することができる。

なお、先使用権の主張者が証明できる一定の影響力の範囲を超えて係争商標を使用した場合は、その超えた部分について権利侵害責任を負う必要がある。

(2)「商標法」第 36 条第 2 項の異議審査期間の使用、第 64 条第 2 項の善意販売を主張する際の被疑侵害者の主観的な意図について

「商標法」第 36 条第 2 項によれば、商標異議審査期間における商標使用行為について権利侵害責任を負わないが、「使用者が悪意で商標登録者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない」。また、第 64 条第 2 項によれば、被疑権利侵害者は「侵害商品であることを知らずに販売した場合」には損害賠償責任を負わない。つまり、この 2 つの規定を適用するには、被疑権利侵害者の主観的な意図に関する認定が重要である。しかしながら、同法において主観的な意図の判断基準は示されていない。本件は、被疑権利侵害者の主観的な意図の判断基準を示した事例である。

商標権侵害の場合、権利侵害者の主観的意図を悪意の程度で分類すると、係争商標の存在を知らない、係争商標の存在を知らないが知るべきである、係争商標の存在を知っているがそれを利用して消費者を混同させる意図がない、係争商標の存在を知りながらそれを利用して消費者を混同させる意図がある、に分けられる。権利侵害者の悪意を証明するには、係争商標の存在を知っている又は知るべきであることを立証すれば足りる。本件において、A 社は、合法的な出所がある E 社の商品を代理販売しており、権利侵害者ではないと主張したのに対して、第二審法院は、①A 社と E 社の代理契約において E 社が商標登録証明の提出を約束したことで、A 社は高い審査義務を負うこと、②A 社は E 社が係争商標に対して異議、再審査を申し立てたことを知っているとして自認したことを取り上げた。この 2 つの事実により、A 社は係争商標の存在を知るべきであり、かつ A 社が係争商標の存在を実際に知っていることが証明された。

本件の認定された事実のほかにも主観的意図に関する事実がある。例えば、被疑侵害者と係争商標の権利者は取引関係又は提携関係を有すること、被疑侵害者と係争商標の権利者は同じ地域に所在すること、被疑侵害者が係争商標の権利者と同じ販売ルート又は同じ販売対象を有すること、被疑侵害者と係争商標の権利者との間には以前紛争が生じたこと、被疑侵害者が係争商標により消費者を誤認させたこと等がある。被疑権利侵害者が主観的な悪意を有するかどうかについて、上記事実を総合的に考慮して認定する必要がある。

6. 企業へのメッセージ

国外事業者が中国において代理店業務を展開する際に、代理契約において商標権に関する保証等の条項を約束することが多い。このような条項を約束する場合には、代理商品の商標権の状況について商標検索システムで事前に確認する必要がある。確認を怠ると、かかる商標について商標権侵害訴訟を提起された場合に、当該条項が悪意の存在の証拠になる可能性がある。

また、国外事業者が販売する商品の商標が中国の登録商標権を侵害する場合、これまで中国で事業を展開したことがない場合には、先使用权を主張することが難しい。この点にも留意して、予め必要な指定商品・役務について商標権を登録しておくことが望ましい。

【著作権】

第6 A社とB社との著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争事件

1. 事件の性質

著作権及び情報ネットワーク伝達権の侵害

2. 事件名、争点

案件名：A社とB社との著作物情報ネットワーク伝達権侵害紛争事件

争点：「著作権法」第49条に基づき著作権及び著作権隣接権の損害賠償を計算するとき、順位に関する要求はあるか。

3. 書誌的事項

天津市北辰区人民法院（2016）津0107民初4684号

原告：B社

被告：A社

判決日：不明

第二審：北京知的財産権法院（2017）京73民終1258号

上訴人：A社

被上訴人：B社

判決日：2017年11月15日

関連条文：「著作権法」第49条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

①原告の権利

「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」の中国大陸地域における独占的な情報ネットワーク伝達権、権益保護権及びサブライセンス権

②被告の侵害の態様

B社からライセンスの付与を受けずに、その運営する暴風影音クライアントにおいて本件番組のオンライン配信サービスを提供した。本件番組の配信前に商業広告が出現し、配信過程で「暴風影音」のウォーターマークが表示され、暴風影音プレイヤーの側らの欄に広告が

表示された。

③経緯

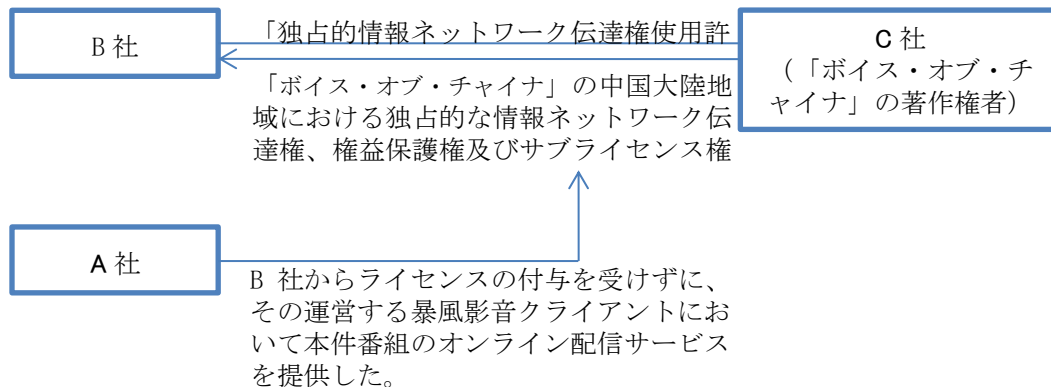
「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」の独占的権利者は訴外第三者のC社である。2014年5月20日、C社（契約では甲）とB社（契約では乙）が「独占的情報ネットワーク伝達権使用許諾契約」を締結し、B社に対して「ボイス・オブ・チャイナ」シーズンⅢ及び「ボイス・オブ・チャイナ」シーズンⅢの製作過程において甲が製作した関連派生バラエティ番組の中国大陸国内（香港、マカオ、台湾を含まない）地域における独占的な情報ネットワーク伝達権、権益保護権及びサブライセンス権を付与し、ライセンス期間は3年で、ライセンス料は1.2億元であった。

2014年8月29日、B社の委託代理人Xは湖北省武漢市洪興公証役場に証拠保全の公証を申請した。暴風影音プレイヤーが本件番組を配信する前に約45秒のオープニング商業広告が出現し、放映過程で「暴風影音」のウォーターマークが表示され、暴風影音プレイヤーの側らの欄に広告が表示された。

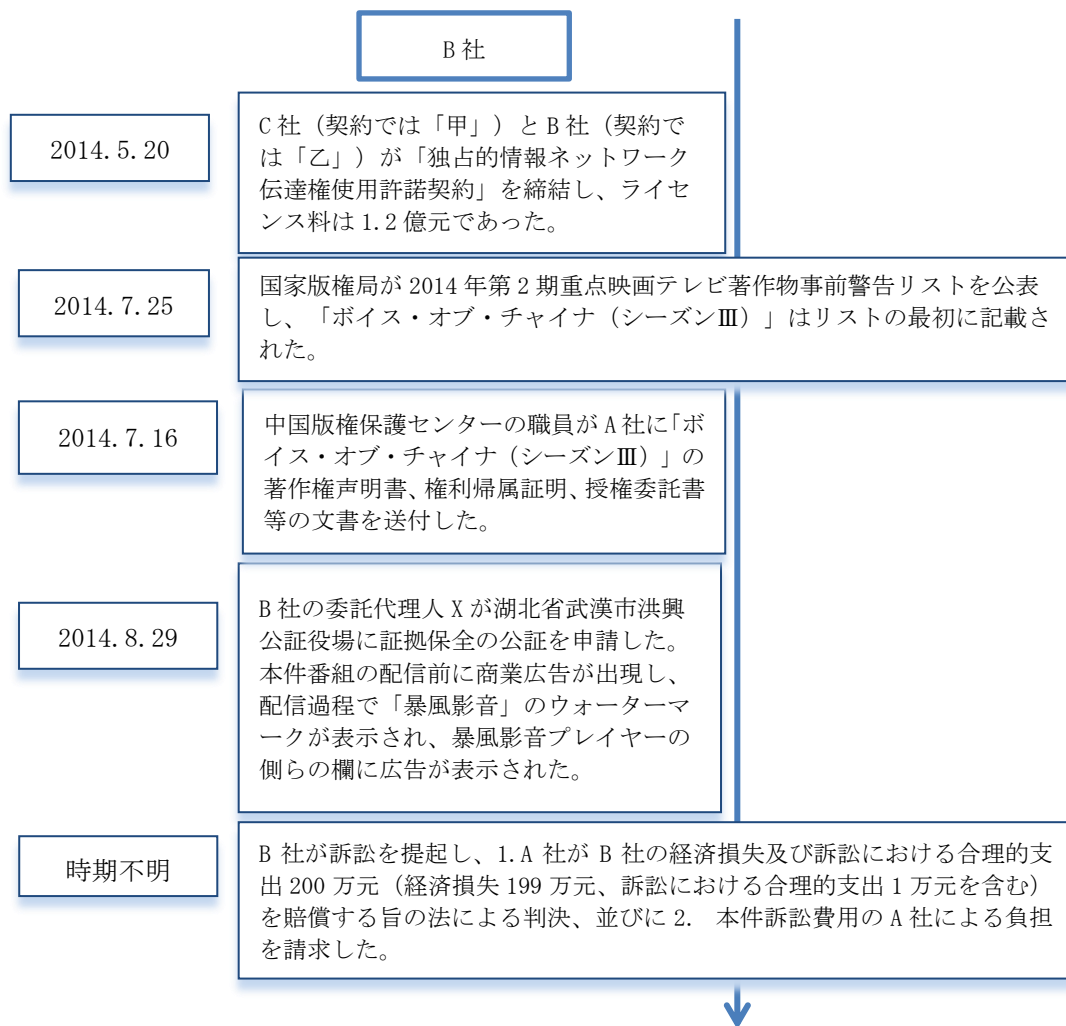
2014年7月15日から2014年10月12日にかけて、B社は中国著作権保護センターにA社公司に対する事前警告通知書の送付を委託し、中国著作権保護センター職員のYは、上記内容を電子メールの方式でA社の職員に送付した。

その後、B社は北京市石景山区人民法院に訴訟を提起した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

(i) A社は権利侵害行為を実際に行ったか

第一の争点は、B社が訴えた権利侵害行為をA社が実際に行ったか否かについてである。中国の著作権法の規定では、反対証拠がない限り、著作物に氏名表示された公民、法人又はその他の組織が著作者となる。著作権者は自ら著作権を行使することができ、他人に著作財産権の行使を許諾することもできる。本件において、本件番組のエンディングの氏名表示によれば、その著作権者はC社であり、その後C社が許諾書を作成し、バラエティ番組「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」の独占的な情報ネットワーク伝達権及び権益保護権をB社に付与した。ゆえに、B社は本件番組に係る情報ネットワーク伝達権の保護を請求する権利の土台を有している。A社がB社の許諾を受けずに、その運営する暴風影音クライアントにおいて本件番組のオンライン配信サービスを提供したことは、本件番組の情報ネットワーク伝達権に対する侵害を構成し、法により相応の法的責任を負わなければならない。

(ii) 損害賠償金額の認定について

第一審法院は、以下の要素を総合的に考慮して賠償額を定めることを認めた。(a) バラエティ番組「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」が高い知名度と影響力を有すること。(b) B社が支払ったライセンス料及び番組広告収入の状況により、「ボイス・オブ・

チャイナ（シーズンⅢ）」に極めて高い商業的価値があると証明することができること。

(c) A社は、「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」が国家版權局が公表した36件の重点映画テレビ著作物事前警告リストに入れられた後、B社が中国版權局保護センターに委託して何度も事前警告通知を出した状況において、他人の合法的權益を無視し、依然として本件番組の人気放送期間中に権利侵害行為を実際に行っており、その権利侵害の主観的悪意は非常に明らかであること。(d) A社ウェブサイトの知名度は高く、ユーザー数も多く、広告主の網羅範囲は広く、かつ本件番組のオープニングでは単独で広告が投入され、関連する配信ページにも広告が投入され、その権利侵害行為の実行による違法取得金額は比較的大きいと推定すべきであること。以上を総合して、関連証拠及び認定された事実を根拠として、第一審法院は、A社の本件行為によりB社が被った経済損失は著作権法の法定賠償金額の上限50万元を明らかに超えており、権利者の経済損失を補てんし、悪意の権利侵害行為を懲戒するために、斟酌のうえ本件の賠償金額を100万元と決定した。

②結論

第一審法院は(i)被告A社が本判決の発効後10日以内に原告B社に経済損失1,000,000元及び訴訟における合理的支出10,000元の、合計1,010,000元を賠償し、(ii)原告B社のその他の訴訟請求を棄却する旨判決した

(5) 第二審判決

①争点についての判断

本件の第二審における争点は、第一審法院による賠償金額の判断が高額すぎるか否かである。

(i) 著作権侵害における損害賠償の目的及び基本原則

損害賠償金額の確定に係る基本原則は、(a)著作権侵害行為に対する懲罰を強化し、著作権侵害における賠償金額を引き上げること、(b)著作権侵害に対する懲罰的賠償制度の確立を模索し、悪意の権利侵害をその代表とする情状が重大な権利侵害行為に対し、懲罰的賠償を実施すること、(c)権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を権利侵害者に負担させ、権利侵害により負うべきコストを引き上げることである。

(ii) 著作権侵害における損害賠償金額の確定に係る基本的方法

権利侵害における損害賠償金額を確定するとき、具体的証拠に基づき実際の損失又は権利侵害所得を斟酌して確定する裁量的賠償の方法をしっかりと運用し、損害賠償問題に対して積極的に挙証するよう当事者を誘導し、損害賠償金額の計算における合理性をよりいっそう高めなければならない。権利者がその実際の損失又は権利侵害者の違法所得を証明するために用いる一部の証拠を提供し、賠償金額の計算に必要な部分のデータを認定できる場合、斟酌による賠償額確定方法をなるべく選択して損害賠償金額を確定しなければならない。

(iii) 裁量的賠償の適用に係る具体的内容

(a) 損害賠償の計算根拠：損害賠償の計算根拠は、客観的な市場価格である。市場価格とは、係争著作物を本件権利侵害方式により合法的に使用した場合の正常なライセンス料をいう。

(b) 権利者の正常なライセンス料の審査に係る一般規則：係争著作物を本件権利侵害方式により合法的に使用した場合の正常なライセンス料に係る証拠資料を権利者が提出するよう奨励しなければならない。権利者より提出された以下の証拠資料は、正常なライセンス料の重要な参考とすることができる。係争著作物と類似する著作物を本件権利侵害方式により合法的に使用した場合の正常なライセンス料、本件著作物を本件権利侵害方式と類似する方式により合法的に使用した場合の正常なライセンス料、本件著作物と類似する著作物を本件権利侵害方式と類似する方式により合法的に使用した場合の正常なライセンス料。権利者がライセンス契約及び実際に履行したことの証拠を提出できた場合、反対証拠がなければ、関連証拠の真実性を理由なく疑ってはならず、ひいては根拠なく損害賠償金額を引き下げてはならない。

(c) 権利侵害者の違法所得の審査に係る一般規則：権利侵害者による本件侵害行為についての自主的な宣伝及び中立な第三者による本件侵害行為についての宣伝は、権利侵害者の違法所得の根拠としなければならない。権利侵害者が前項の証拠を否定するには、十分な反対証拠を提出しなければならない。

(d) 損害賠償金額の斟酌による確定に係る勘案要素：著作物に係る勘案要素には、著作物の性質、類型、文学的価値、歴史的価値、受賞状況及び社会的影響等が含まれる。著作者に係る勘案要素には、著作者の地位、貢献、受賞状況及び社会的影響等が含まれる。権利侵害に係る勘案要素には、権利侵害行為の方法、手段、継続期間、影響範囲、商用使用の程度、権利侵害目的との関連程度及び整合程度、権利侵害が繰り返されているか、権利侵害が大規模か、及び悪意の権利侵害か等が含まれる。

(e) 情状が重い権利侵害の処理：情状が重い権利侵害行為には、悪意の権利侵害である、権利侵害が大規模である、及び権利侵害が繰り返されている等の状況が含まれる。情状が重い権利侵害行為については、懲罰的賠償を実施しなければならない。

(f) 合理的支出の範囲：権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出には、弁護士費用、公証費用、調査費用、交通費、通信費、コピー代及び証人の出廷に係る休業損失費が含まれる。

(g) 合理的支出の審査に係る一般規則：権利者が合理的支出が実際に発生したことの証拠を提出できた場合、反対証拠がなければ、関連証拠の真実性を理由なく疑ってはならず、ひいては根拠なく合理的支出の金額を引き下げてはならない。

②結論

第二審法院は、第一審法院が各要素を総合し、B社がA社の本件行為により被った経済損失につき、著作権法の法定賠償金額の上限を明らかに超えたと認定したことが正確であると確認し、これに基づき状況を斟酌して確定した賠償額100万円が不当とはいえないと認め、第一審判決を維持した。

5. 解説

本件において、法院は、著作権法第 49 条に従い著作権及び隣接権を侵害する損害賠償を計算する場合の適用順位の有無について判示した。「著作権法」第 49 条には、「著作権又は著作権に隣接する権利を侵害したときには、権利侵害者は著作権者の実際の損害を賠償しなければならない。実際の損害の計算が困難なときには、権利侵害者の違法所得に基づき賠償させることができる。賠償額には更に、著作権者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含めるものとする。著作権者の実際の損害又は権利侵害者の違法所得を確定できないときには、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて、50 万元以下の賠償の判決を言い渡すものとする。」と規定されている。

法定賠償金額を確定する際の、「権利侵害行為の情状」が具体的に何を指すかについては、「著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」（以下「司法解釈」という）第 25 条第 2 項において、さらに明確に「人民法院が賠償金額を確定する場合、著作物の類型、合理的な使用料、権利侵害行為の性質、結果等の内容を考慮し、総合的に確定しなければならない。」とされている。本件において、法院が法定賠償の最終的金額を確定する際に考慮した四大要素は、司法解釈における 4 つの要求とちよほど合致する。

最高人民法院が 2009 年に公布した「当面の経済情勢下における知的財産権裁判の大局への貢献における若干問題に関する意見」には、「権利侵害により被った損害又は権利侵害により得た利益の具体的な金額を証明することが困難であるが、前記金額が明らかに法定賠償最高限度額を超えることを証明する証拠がある場合は、事件全体の証拠を総括し、法定最高限度額以上において賠償金額を合理的に確定しなければならない。」と明確に規定されている。よって、法院内部の指導意見において、いわゆる 50 万元頭打ちの制限はもはや存在しないが、実際にこれを突破できるか否かは、なお上述の司法解釈の 4 つの要素に関する挙証の如何にかかっている。

実際に国内で 50 万元の賠償「上限」を突破した著作権判例は、2003 年に早くも出現しており、例えば北京市第二中级人民法院判決の D 社が E 社を訴えたコンピュータソフトウェア著作権侵害紛争（（2003）二中民初字第 6227 号）では、係争ソフトウェアの市場価値を法院が斟酌のうえで確定した後、最終的に賠償金額を 149 万元に確定しており、全体的に見ると、現在の比較的典型的な上限 50 万元を突破した法定賠償事件は、やはり主にバラエティ番組、コンピュータソフトウェア等の客観的に目的物の商業的価値が高目の事件に集中している。

権利侵害における損害賠償を確定する時、通常は複数の変数が含まれる。著作権者の実際の損失及び著作権者の違法所得の変数の一部分を明らかにできる場合には、法定賠償を直接適用するよりも、なるべく裁量的賠償方法によって著作権者の損失又は著作権侵害者の違法所得を確定すべきである。

正規版のネット動画の権利保護におけるコストが高い一方で、権利侵害者の違法行為の代償は軽く、賠償金額の判断基準が低い傾向にあることが、多くの企業にとって権利保護の「足かせ」となっている。2016 年 8 月 30 日、中央委員会は「財産権保護制度の完備・法に

よる財産権の保護に関する意見」を採択し、「知的財産権侵害行為に対する懲罰を強化し、知的財産権侵害の法定賠償額の上限を引き上げ、特許権、著作権等の知的財産権侵害に対する懲罰的賠償制度を模索し確立し、情状が重い、悪意による権利侵害行為に対して懲罰的賠償を実施し、かつ権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出については権利侵害者が負担することとし、知的財産権侵害により負うべきコストを引き上げる。」ことを明確に打ち出した。2016年11月29日、最高人民法院が「裁判職能機能の十分な發揮及び財産権司法保護の適切な強化に関する意見」を公布し、北京市高級人民法院も「バラエティ番組の著作権に係る紛争事件審理の若干問題に関する解答」を公布し、司法保護を強化するという裁判原則を明確にした。

知的財産権侵害に対する懲罰の強化は、インターネットコンテンツ産業の正規版重視の成長を保護するために必要な手段である。A社がB社の「ボイス・オブ・チャイナ（シーズンⅢ）」に係るネットワーク情報伝達権を侵害したことについての北京市石景山区人民法院による賠償金額の判断が著作権法の法定賠償額の上限を超え、懲罰的賠償が判示されたことは、知的財産権保護を強化するという中国司法の決心を体現するもので、当該事件はネットワーク著作権侵害行為を有効に取り締まり、知的財産権の健全な発展を推進する上で重要な意義を有する。

6. 企業へのメッセージ

ネットワーク著作権侵害事件は、伝統的な著作権事件と比べて裁量により賠償金額が決定される割合が高く、その理由は、ネットワーク著作権侵害事件では著作権者の損失又は権利侵害者の違法取得を明らかにすることが難しいという点（例えば、ネットワーク環境において、権利者による挙証と法院による調査は難易度が高く、時間がかかること、当事者が提供する証拠、特に電子的証拠の証明力に対する要求が高いこと）にある。当事者が権利を主張する際は、なるべく司法解釈の4つの要素について十分な証拠を準備して、自らの合法的権利を守られなければならない。

第7 XらがA社を訴えた著作権侵害紛争事件

1. 事件の性質

著作権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：XらがA社を訴えた著作権侵害紛争事件

争点：著作権侵害に係る賠償金額の計算は権利侵害者の取得利益をもって行うべきか否か

3. 書誌的事項

第一審：吉林省吉林市中級人民法院（2015）吉中民二知初字第52号

原告：X

被告：A社

第三者：B社

判決日：2016年5月5日

第二審：吉林省高級人民法院（2016）吉民終545号

上訴人：X、A社

判決日：2016年12月30日

再審：最高人民法院（2017）最高法民申2348号

再審申立人：X

判決日：2017年9月26日

関連条文：「著作権法」第48条、第49条、第53条

出典：北大法宝データベース

第一審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f337adca5f775ca76d511c0e08afe9e9c9bdfb.html>

第二審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f3e0358516fbb2cc9ecbc5f1374f9a10d5bdfb.html>

再審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f3651bd1c0ca761627519d2860d36dcf53bdfb.html>

4. 事件の概要

(1) 事実概要

①係争権利

本件切り紙著作物（吉林琿春高速道路脇の切り紙石刻）



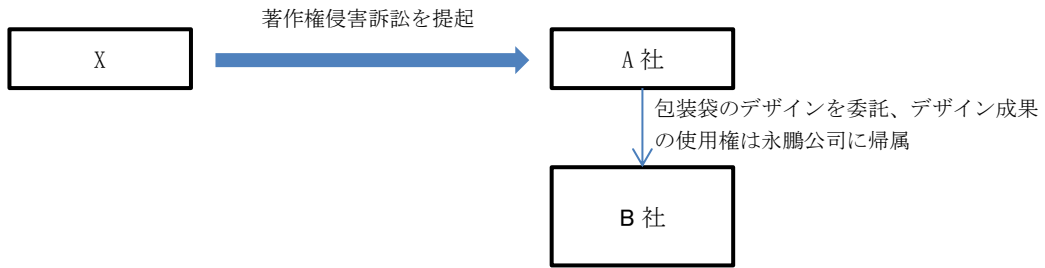
②経緯

X（ペンネーム XX）は、2008年9月、人と鹿からなる著作物の鉛筆書きの下絵を完成させ、下絵に基づいて連環画（注：中国独特の絵本・漫画のこと）形式の切り紙著作物シリーズを創作した。Xの授権を経て、当該切り紙著作物シリーズは吉林琿春高速道路脇に切り紙石刻著作物として作成され、石刻上には「XX切り紙」の文字が刻まれた。当該切り紙著作物シリーズは、2009年2月に出版された『切り紙画吉林』、2012年2月に出版された『切り紙画関東』、『中華切り紙』等、複数の書籍・雑誌で公開発表された。

A社は、2012年6月13日、B社と「本源デザインプロジェクト委託契約書」を締結した。約定したデザインプロジェクトの内容は、ビニール袋、真空袋、スタンド袋、米袋等で、デザイン料は1.5万元である。また、契約第5条において、「A社がB社に委託するデザインプロジェクトの完了後、知的財産権のうちの使用权はA社の所有に帰し、その著作権はB社の所有に帰する」と約定した。契約締結後、B社はA社に製品の外包装のデザイン図案を提供し、A社は約定どおりデザイン料を支払った。2012年10月、A社は当該デザイン図案のうち「人と鹿の図案」を商標として登録出願し、かつ2014年3月14日に商標登録証を取得した。登録番号は11602762である。A社は、当該商標を複数の食糧製品の外包装に使用して販売経営を行った。

2015年、XはA社の食糧製品の外包装に使用する図案が自らの著作権を侵害したとして、権利侵害行為の差止と210万元（外包装300万枚×0.7元）の損賠賠償を求めて訴訟を提起した。開廷審理において、当事者は、A社がXの著作権を侵害しているか否か、著作権侵害に係る賠償金の計算はA社の取得利益をもって行うべきか否かの争点を中心として議論を展開した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表

	X	B社
2008	2008年9月、Xは、人と鹿からなる著作物の鉛筆書きの下絵を完成させ、下絵に基づいて連環画形式の切り紙著作物シリーズを創作した。Xの授権を経て、当該切り紙著作物シリーズは吉林琿春高速道路脇に切り紙石刻著作物として作成された。	
2009	当該切り紙著作物が『切り紙画吉林』において公開発表された。	
2010		
2011		
2012	当該切り紙著作物シリーズが『切り紙画関東』、『中華切り紙』等、複数の書籍・雑誌で公開発表された。	
2013		A社は、B社と「本源デザインプロジェクト委託契約書」を締結した。約定したデザインプロジェクトの内容は、各種タイプの包装である。その後、A社は、デザイン図案を商標として登録し、かつ複数の食糧製品の外包装に使用して販売経営を行った。
2014		
2015	Xが吉林省吉林市中级人民法院に対してA社を被告として訴訟を提起した。	

(4) 第一審判決

①A社はXの著作権を侵害しているか否か

Xが提出した証拠は、本件切り紙図案の作者が同人本人であることを証明でき、当該切り紙著作物は著作物の特徴に合致し、民間文学・芸術の著作物に該当するものであり、「著作権法」の保護を受けるべきである。A社が登録し、かつ製品の外包装に使用している「人と鹿の

図案」商標は、Xが創作した「人鹿和諧（人と鹿の調和）」切り紙著作物の中の人及び鹿の姿と高度に類似している。Xの「人鹿和諧」切り紙著作物は、すでに公開発表され、かつ石刻の形式で広く公にされている。一方、A社が提供した既存の証拠は、同社が登録し使用している「人と鹿の図案」商標が合法的かつ独自の創作の源を有すること、又は授権を経ていることを証明するには不十分であり、当該「人と鹿の図案」商標はXが著作権を有する切り紙著作物の複製及び修正であり、著作権侵害を構成すると認定されるべきであり、権利侵害の停止、謝罪、損失の賠償の法的責任を負うべきである。Xは、本件においてB社に対し法的責任を負うことは求めない旨を明確に表明している。一方、A社は被疑侵害商標の登録者でありかつ実際の使用者であるので、登録商標に使用している図案はB社が提供したデザイン成果であるという同社の主張は、有効な免責の抗弁を構成しない。但し、A社は別途図案を提供するB社に求償できる。

②著作権侵害に係る賠償の計算方法について、権利侵害の損害賠償は、A社の取得利益をもって計算すべきか否か

Xは、具体的な損失の額を証明する証拠を提出しておらず、またA社が権利侵害によって取得した利益の額の証明もできていない。企業の宣伝データは実際の販売・収入データとは限らず、しかも既存の証拠ではA社のすべての事業収入がXの切り紙著作物を使用して包装及び宣伝を行ったことによる所得であることを証明できていない。よってXが主張する損害賠償の計算方法には、合理的、合法的な根拠が欠けており、210万円という損害賠償請求は金額が明らかに高すぎる。本件著作物の価値、独創性の程度、権利侵害の状況、主観的過失の程度及び訴訟に関する合理的支出等の要素を総合的に考慮し、賠償額を8万円とする。

③結論

第一審査人民法院は、被告A社が本判決の効力発生後、原告Xの切り紙著作物に対する権利侵害行為を直ちに停止し、影響を除去し、かつ原告Xに対して謝罪すること、また、原告Xに対し、経済的損失8万円（合理的な権利維持のための支出を含む）を賠償する旨判決し、原告Xのその他の訴訟請求を棄却した。

(5) 第二審判決

①A社はXの著作権を侵害しているか否か

本件切り紙図案は、「Xが民間に伝わる故事に基づき、独自の構想を練ってまずは下絵を作成し、その上でわが国の民間伝統の切り紙の技法を用いて作成したものである。創作の過程において、Xは民間伝統芸術の『切り紙』という表現形式を使用したか、それは決して既存の同種の題材の作品の単純な踏襲や模倣ではなく、著作者の美意識や趣向を表し、独特なイメージ空間を表現し、著作者の知的労働を凝集させたもので、民間文学・芸術の伝承であると同時に、民間文学・芸術の表現形式を借りて創作した新しい著作物でもあり、独創性を有し、著作物の特徴に合致する」ものであって、著作権を有し、「著作権法」の保護を受けるべきである。A社の既存の証拠は、同社が登録し使用している「人と鹿の図案」標章が合法的かつ独

自の創作の源を有すること、又は授權を経ていることを証明するには不十分であり、Xの本件切り紙図案の著作権に対する侵害を構成する。A社が主張する、同社が登録し、及び使用している標章図案はB社が提供したものであるとの理由は、有効な免責の抗弁を構成せず、その上訴理由は成立せず、本法院はこれを支持しない。

②著作権侵害に係る賠償の計算方法について、権利侵害の損害賠償は、A社の取得利益をもって計算すべきか否か

Xは、本件切り紙図案により被った損失は、A社の取得利益であるとし、かつA社が包装袋300万袋に本件切り紙図案を印刷していることを証明する証拠を提出し、1袋あたり0.70元として計算し、その損失は210万元であると主張した。著作権侵害に係る賠償の観点からは、同人が権利侵害複製品の数量から主張するのは一見合理的にも見えるが、実際の著作権侵害に係る賠償の計算方法とは異なる。著作権侵害に係る賠償の計算方法には3種類ある。一に著作権者の損失、二に権利侵害者の取得利益、三に法定賠償である。1番目の著作権者の損失から考えた場合、A社による当該商標標章についての権利侵害使用行為と著作権侵害使用行為とは、それぞれ別の領域の問題であり、著作権者の著作権の行使に対する影響は小さく、実質的な損失をもたらしてはおらず、Xの本件切り紙図案の著作権の将来における商標使用許諾に対して実質的な影響を及ぼすにすぎない。よって、Xが主張する、権利侵害複製品に基づく計算方法に、著作権に係る賠償の計算方法の1番目の場合を適用できないのは明らかである。2番目の権利侵害者の取得利益から考えた場合、A社は、本件切り紙図案を商標として使用しており、その取得利益は、商品の利益の付加価値部分に表れるが、当該商標標章の使用による取得利益は、その使用期間、商標標章と商品との間の関連度のいずれから見ても、Xが主張する賠償の計算方法によって明確に表すことはできない。よって、Xの主張に、著作権に係る賠償の計算方法の2番目の場合を適用できないのも明らかである。3番目の法定賠償は、第一審法院が賠償を定めるにあたっての法的根拠である。本件の観点からすると、第一審法院が本件切り紙図案の著作物の価値、独創性の程度、権利侵害の状況、主観的過失の程度及び訴訟に関する合理的支出等の要素を総合的に考慮して、賠償額を8万元と定めたことは不当ではない。

③結論

第二審法院は、Xの上訴を棄却し、原判決を維持した。

(6) 再審の裁定

①A社はXの著作権を侵害しているか否か

再審法院は、認定を行わなかった。

②著作権侵害に係る賠償の計算方法について、権利侵害の損害賠償は、A社の取得利益をもって計算すべきか否か

再審法院は、次のとおり判示した。「中華人民共和國著作権法」第49条は、「著作権又は著

作権に隣接する権利を侵害したときには、権利侵害者は権利者の実際の損害を賠償しなければならない。実際の損害の計算が困難なときには、権利侵害者の違法所得に基づき賠償させることができる。賠償額には更に、権利者が権利侵害行為を阻止するために支払った合理的な支出を含めなければならない。権利者の実際の損害又は権利侵害者の違法所得を確定できないときには、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて、50 万元以下の賠償の判決を言い渡すものとする。」と定めている。

著作物の著作権侵害に係る損害を考慮する場合には、著作物が権利を侵害されて使用されたことにより権利者が被った損失、又は権利侵害者が著作物の権利を侵害して使用したことにより増えた収益に着目すべきである。著作物の使用方法は多様であり、関連する著作権の権利も一様ではないことから、一つの著作物について、権利侵害行為別に、様々な方法によって計算することが可能である。たとえば、権利侵害の影響を受けたことによる権利者の正規複製品の発行減少量、又は権利侵害複製品の販売量に、権利者が当該正規複製品を発行する場合の単位当たり利益を乗じて計算する方法がある。新聞・雑誌、図書出版又は類似の方法による権利侵害の場合は、国の原稿料に関する規定を参照して計算する方法もある。また、合理的な使用許諾料を参照して計算する方法もある。

本件著作物は、切り紙美術著作物である。美術著作物の場合、権利侵害行為が出版行為であるなら、権利者がこれにより被った原稿料の損失により計算することが可能である。権利侵害行為が美術著作物の複製という方法であるなら、一般的には権利侵害者の市場における利益、すなわち複製品の数量に単位当たり利益を乗じて計算することになる。なぜなら、著作物こそが権利侵害複製品の価格決定にあたって最も重要なものであり、権利侵害複製品による取得利益は、すべて、又は主には、著作物からもたらされたものとみなすべきだからである。美術著作物が他の商品の宣伝に使用される（たとえば広告や装飾等に使用される）なら、商品の利益と著作物の価値との間に必ずしも直接的な因果関係があるわけではなく、商品の利益をそのまま著作物の損失とすべきではない。権利侵害行為による収益は、支払うべきコスト、すなわち著作権使用許諾料を支払わないという形で現れることがよくある。

本件に関わる権利侵害行為は、他人の著作物を無断で商標として使用した行為である。著作物が商標として使用されるのには、一般的に 2 つの場合がある。一つは使用許諾契約により既存の著作物についての授権を受ける場合、もう一つは自ら創作するか、又は他人に創作を委託する場合である。著作物の独創性は商標の顕著性に影響する可能性があり、また著作物の知名度は商標の知名度に寄与することから、独創性と知名度のいずれも、著作物の価値を判断する場合の参考要素として、使用許諾契約において、具体的には使用許諾料として表すことができる。自ら創作し、又は創作を委託する場合は、一般には、商標のデザイン制作と商標の引渡し使用の 2 つの段階に分けられる。商標のデザイン制作の段階において、デザイナーが使用するのは著作物であり、デザイナーは著作物の創作によって相応の報酬を得るため、商標のデザイン料が著作物を商標とする場合の対価となる。商標の使用の過程で、使用者が主に使用するのは商標であって著作物ではなく、その生み出す価値は、主に商標の価値に属するべきであって、著作物の価値ではないはずである。上記のいずれの状況にせよ、著作物の権利者にとっては、著作物が他人に無断で商標として使用された場合、喪失するの

は出版の原稿料の損失でもなければ、美術著作物の損失でもなく、他人に商標として使用を許諾する費用及び機会の損失である。従って、第二審法院が、商標を付した包装袋の数量を権利侵害複製品の数量とすべきではなく、著作物の使用許諾料を基準として本件の損失を計算すべきと判示したのは、法律規定に合致している。

本件当事者は、他人に著作物を商標として使用する権利を付与してはならず、使用許諾料の額を証明する証拠も提出しておらず、また類似する著作物の授権状況についても証拠を提出していない。「著作権法」の規定に基づき、第一審法院、第二審法院が、本件について損失及び違法所得のいずれも確定できない状況だと判断したことは、法律の規定に合致している。

「最高人民法院による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 25 条第 2 項の規定によれば、人民法院が賠償額を確定する場合は、著作物の類型、合理的な使用料、権利侵害行為の性質、結果等の内容を考慮し、総合的に確定しなければならない。本件において、著作物が複製され、権利を侵害された際の最初の使用者は B 社であり、同社が A 社から商標のデザインのために取得した費用は、同社が本件著作物を使用して取得した直接利益として、著作物の損失を考慮する上での参考基準とすることができる。一般的に、権利侵害複製者のコストは比較的安く、その授権著作物の価格は、合法的に授権された著作物の価格を下回る可能性が高いと考えられるため、当該費用を参考にした上で、権利侵害行為の性質、影響等の要素を考慮し、適当な倍数を乗じて計算する。以上に鑑みると、第一審法院及び第二審法院が本件著作物の価値、独創性の程度、権利侵害の状況、主観的過失の程度及び訴訟に関する合理的支出等の要素を総合的に考慮して、賠償額を 8 万元と定めたことは不当ではなく、これを維持すべきである。

③結論

再審人民法院は、賠償額について事実的根拠及び法的根拠がないという X の再審申立理由が成立しないとし、X の再審申立を棄却した。

5. 解説

「著作権法」第 49 条によれば、著作権又は著作権に隣接する権利を侵害したときには、権利侵害者は権利者の実際の損害を賠償しなければならない。実際の損害の計算が困難なときには、権利侵害者の違法所得に基づき賠償させることができる。権利者の実際の損害又は権利侵害者の違法所得を確定できないときには、人民法院が権利侵害行為の情状に応じて、50 万元以下の賠償の判決を言い渡すものとするとしている。権利侵害者の違法所得を確定する場合、権利侵害複製品が価格確定の主たる考慮要素であれば（たとえば権利侵害行為が出版行為であるなら）、権利侵害複製品による取得利益は、すべて、又は主には、著作物からもたらされたものとみなすべきである。しかし、美術著作物を他の商品の宣伝に使用する（広告や装飾等に使用する）なら、商品の利益と著作物の価値との間に直接的な因果関係があるわけではなく、商品の利益をそのまま著作物の損失とすべきではない。

本件において、権利侵害者は本件著作物を商標として使用している。本件著作物の商標へ

の使用は無断で行われたものではあるが、権利侵害者の取得利益は、著作物そのものからもたらされたものというわけではなく、あくまで商標からもたらされたものであり、権利侵害者が商品を販売したことによる利益と著作物との価値との間に直接的な因果関係があるわけではない。法院は、このような場合、著作物が他人によって無断で商標として使用されたことにより喪失したのは、出版の原稿料の損失でもなければ、美術著作物の損失でもなく、他人に商標として使用を許諾する費用及び機会の損失であると指摘した。ここから、法院は、本件の証拠に基づき、本件は、損失及び違法所得のいずれも確定できない状況だと認定し、本件においては法定賠償を適用することとした。

法院の判決要旨から、権利者の著作物が商標、広告、装飾等、他の商品の宣伝の用途に使用された場合、他人に使用を許諾するにあたっての合理的な使用料が損害賠償の計算の重要な参考となることが推察される。これについては、以下のいくつかの観点から立証することができる。①過去の使用許諾料。著作権者が、著作物を他人に使用許諾したことがある場合、過去にすでに確立していた使用許諾料を権利侵害に係る損害賠償額の計算において考慮する要素とすることができる。但し、過去の使用許諾料を使用する場合には、市場条件の変化（市場の景気や競争状況等）についても同時に考慮する必要がある。②業界における平均水準。特定の業界における事業者の使用許諾についてのコスト、収益金額又は比率等について、比較的安定した予想が成り立っていれば、業界における平均的な使用許諾料の水準を権利侵害に係る損害賠償額の計算において考慮する要素とすることができる。③権利者の著作物の、権利侵害による利益取得に対する「貢献度」。権利者の著作物とその他の著作物が同時に使用された場合、権利侵害に係る損害賠償額の計算にあたっては、権利者の著作物が、そのみで権利侵害による利益の取得にどの程度影響を与えたのかを考慮しなければならない。

6. 企業へのメッセージ

係争著作物が、ビジネス上の利益（ゲームや小説の出版等）を直接に生み出すのではなく、本件のように他の商品において使用することによって利益を生み出している場合、当該係争著作物の合理的な使用料が、著作権侵害に係る損害賠償額を計算するに際して非常に重要な証拠となる。著作権権利侵害訴訟において主張することを可能にするため、企業としては、直近数年の著作物の合理的な使用料についての関連証拠（使用許諾契約、インボイス、市場調査レポート等）を準備することが望ましい。

第8 A社とXらとの著作権侵害紛争事件

1. 事件の性質

著作権侵害紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：A社とXらとの著作権侵害事件

争点：①公益性のある動画において、他人の著作物である写真の著作物を無断で使用することが「合理的使用」に該当するか、②アップロードされた動画において他人の写真の著作物が無断で使用されている場合、アップロード者が当該写真の著作物の署名権を侵害するか

3. 書誌的事項

第一審：北京市海淀区人民法院（2016）京0108民初31830号

原告：X

被告：A社、B社

判決日：不明

第二審：北京知識産権法院（2017）京73民終1068号

上訴人：A社

被上訴人：X、B社

判決日：2017年10月30日

関連条文：

著作権法第10条第2号、第12号、第22条第2号、第48条第1号、第49条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

（1）事実関係

① 係争権利

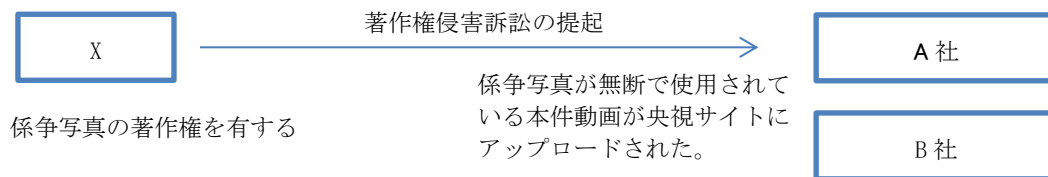
13枚の「留守児童」（両親又は片親が都市部へ長期の出稼ぎに出たことにより戸籍所在地に残された学齢期の子どものこと）の写真の著作物（以下「係争写真」という）の著作権

② 経緯

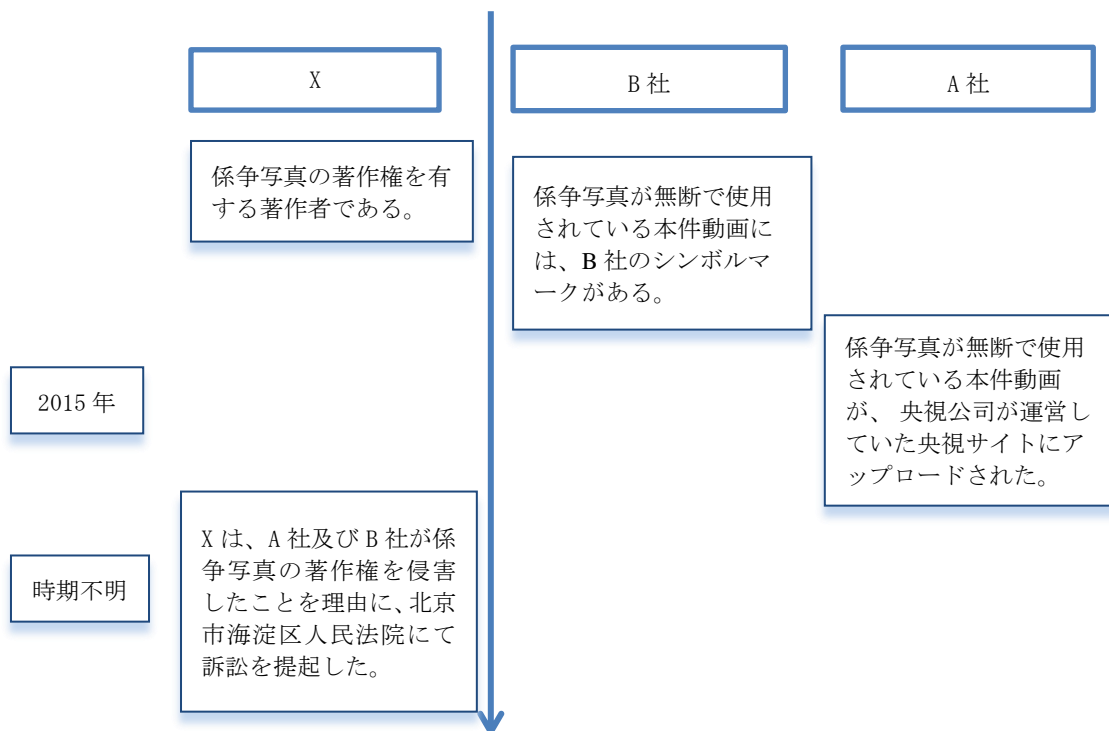
Xは係争写真の著作権を有する著作者である。A社により運営されていた

「www.news.cntv.cn」というウェブサイト（以下「央視サイト」という）において「図説天下——『留守村』の子供たち」という動画（以下「本件動画」という）が掲載されており、本件動画には係争写真が無断で使用されている。本件動画は、B社により制作されたテレビ番組「新聞眼（ニュースの眼）」を編集したものであり、同番組を構成する一部である。Xは、A社とB社が自らの係争写真に対するネットワーク伝達権及び署名権を侵害したと主張し、両社に対して央視サイトでの公開謝罪及び損害賠償を請求し、訴訟を提起した。

（2） 事件の関係図



（3） 時系列表



（4） 第一審判決

① 争点についての判断

第一審判決の判決書が公開されていないため、その詳細は不明であるが、第一審法院は B社が本件動画の編集及びアップロードに関与したということを A社が証明していないため、A社が自ら本件動画を編集して央視サイトにアップロードしたものと判断した。A社は、本件動画において Xの許可を受けずに係争写真を使用し、Xの署名をせず、Xに対して報酬も支払

わなかった。A社は、自らの係争写真に対する使用が「合理的使用」を構成すると主張したが、本件の証拠によれば、A社の当該使用は「合理的使用」を構成しない。A社の行為は、インターネットにおいて一般大衆に向けて係争写真を提供する行為に該当し、Xの係争写真に対する署名権及びネットワーク伝達権を侵害した。

② 結論

第一審法院は、A社がXに対して公開謝罪し、経済損失及び適正な支出計 33,330 元を賠償することを判決し、XのB社に対するすべての訴訟請求を棄却した。

(5) 第二審判決

① 争点についての判断

i. A社による係争写真の使用は「合理的使用」を構成するか

A社は、本件動画が社会問題を説明し、評論するニュース著作物であり、公益性を有するため、係争写真の使用は著作権法上の「合理的使用」に該当する、と主張した。

著作権法第 22 条によれば、ある問題を説明するため、著作物の中で他人の公表された著作物を適切に引用する場合（いわゆる「合理的使用」）、当該引用は「合理的使用」を構成し、著作権者の許諾を受けず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。また、著作権法実施条例第 21 条によれば、著作権法の関連規定に従い、著作権者の許諾を必要としない著作物を使用する場合は、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的な利益に対して不合理に損害を与えてはならない。従って、他人の著作物を使用する行為が「合理的使用」に該当するか否かを判断する際に、当該使用行為が当該著作物の正常な使用に影響を与えていないか、著作権者の合法的な利益に対して不合理に損害を与えていないかを考慮に入れなければならない。

本件動画に関していえば、その画面は、係争写真が本件動画の主な画面を構成しており、その内容は、係争写真の背景にある物語（「留守児童」の生活状況と問題点）が主なテーマであり、アナウンサーが係争写真に基づいて説明しつつ、「留守児童」に対する社会の関心を引きつけるものとなっている。そのため、本件動画における係争写真の使用は、明らかに他人の公表された著作物を適切に引用する範疇を越えており、むしろ、係争写真が本件動画の主要内容となっているというべきである。

本件動画は、確かに公益性を有するニュース著作物に該当する。しかし、公益性を有するか否かは、「合理的使用」を構成するか否かを判断する要素ではない。「合理的使用」を構成する場面は、公益性のある使用の場合もあるし、営利目的の使用の場合もある。使用行為が著作権者による著作物の正常な使用に影響を与えているか否か、著作権者の合法的な利益に対して不合理に損害を与えているか否かこそが、「合理的使用」に該当するか否かを判断する際の基準である。従って、本件動画における係争写真の使用は、著作権法上の「合理的使用」を構成しない。

ii. 本件動画における係争写真の無断使用について、A社はXの係争写真に対するネットワーク伝達権、署名権を侵害しているか

A社は、Xによる同意を得ずに係争写真がその主要内容を構成する本件動画を央視サイトにアップロードした。A社の当該行為はインターネット上で一般大衆に向けて係争写真を提供するネットワーク伝達行為に該当し、かつ、上記のとおり、本件動画における係争写真の使用は著作権法上の「合理的使用」を構成しないため、A社はXの係争写真に対するネットワーク伝達権を侵害している。

本件において、B社は係争写真を使用する際にXの氏名を記載せず、Xの署名権を侵害した。しかし、A社はネットワーク伝達行為を実施したのであり、著作者と著作物との関係を切り離す行為を実施したわけではない。法律上、著作者の氏名を記載する義務を有するのは、直接に著作物を使用した者であり、転送者には著作者の氏名を記載する義務はない。著作権法の立法の趣旨からみれば、著作権を保護する目的は、著作物の創作及び伝達を奨励することであり、そのため、著作物の創作と伝達の両方に対する保護のバランスを取る必要がある。署名権は、著作者の身分を明らかにし、著作者と著作物との関係を明確にするための権利であるため、著作物を使用する際に、著作者の氏名を記載することが必要である。しかし、著作物が映画化され、又は映画化に類する方法で再編集された場合、このような著作物を転送した者が、その転送した著作物が他人の権利を侵害していることを知らず、又はそれを知る合理的な理由がなければ、署名権の侵害を構成しない。従って、ネットワーク伝達行為のみ実施したA社は、Xの署名権を侵害していない。

② 結論

第二審法院は、A社はXに対して公開謝罪せよとの一審判決を取り消し、その他の一審判決を維持した。

5. 解説

本件において、人民法院は、著作権法に定める他人の著作物に対する「合理的使用」の認定基準を明確にした。他人の著作物を使用する行為が「合理的使用」に該当するか否かを判断する際には、当該使用行為が当該著作物の正常な使用に影響を与えているか否か、著作権者の合法的な利益に対して不合理な損害を与えているか否か、という点が判断基準になる。著作権法は、公益性を有することを「合理的使用」を構成するか否かの判断基準とはしていない。公益性があるからといって、他人の著作物を無断で使用してよいことにはならない。

また、本件において、人民法院は、他人の著作物を使用する際の署名の義務を負う者を、直接に著作物を使用する者に限定した。転送者が著作物を転送する際に、転送した著作物が他人の権利を侵害していることを知らず、又はそれを知る合理的な理由がなければ、署名権の侵害を構成しないことを確認した。

6. 企業へのメッセージ

実務において、例えば、会社のホームページやネット広告で使用する写真を選択する際に

は、他人が著作権を有する著作物を使用しないのが一般的であるが、どうしても他人の著作物を使用する必要がある場合も存在する。その場合、当該他人の著作物の使用が「問題を説明するため、他人の公表された著作物を適切に引用する」こと、すなわち、「合理的使用」に該当するのであれば、たとえ営利目的を有する企業活動であっても、他人の著作権を侵害することにはならない。本判決は、「使用行為が当該著作物の正常な使用に影響を与えているか否か、著作権者の合法的な利益に対して不合理に損害を与えているか否か」という「合理的使用」を判断する際の判断基準を明確にした。但し、判断基準は明確にされたが、どのような場合が「当該著作物の正常な使用に影響を与えておらず、著作権者の合法的な利益に対して不合理に損害を与えていない」といえるのかという点については、なお曖昧である。本件は、企業が他人の著作物を引用するにあたり、「合理的使用」の判断の基準として一定の参考になるが、実際に引用する場合には、個々のケースに応じて、それが権利侵害にならないよう、事前に専門家からアドバイスを受けておくことが望ましい。

【不正競争】

第9 A社とB社との不正競争紛争事件

1. 事件の性質

不正競争紛争

2. 事件名・争点

案件名：A社とB社との不正競争紛争上訴事件

争点：許可を得ずに自社の企業名に他人の「知名サービスの特有の名称」を使用することが不正競争に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：広東省深セン市南山区人民法院（2015）深南法知初字第2401号

原告：B社

被告：A社

判決日：2016年10月31日

第二審：広東省深セン市中級人民法院（2016）粵03民終23351号

上訴人（原審被告）：A社

被上訴人（原審原告）：B社

判決日：2017年1月23日

関連条文：「不正競争防止法」（1993年）第2条、第5条2項、第9条1項、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第1条、第2条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

① B社のサービス

B社は、インターネット電子支払分野において「不正競争防止法」（1993年）第5条2項に定める「知名商品（サービスを含む）の特有の名称」本件係争対象はB社のサービスであるため、以下「知名サービスの特有の名称」という）に該当する「微信」を保有している。

② 被告による侵害態様

A社は、B社の許可を得ずに自社の社名、ホームページ等に「微信」という文字を使用し、ホームページでB社の提携パートナーであると宣伝した。

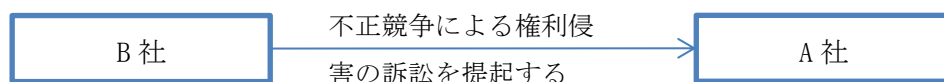
③ 経緯

B社は、2011年に「微信」というソフトウェアを開発・公表して以来、中国において多くのユーザーを獲得し、関連ユーザーに広く認知され、インターネット電子支払分野においても高いブランド知名度を有している。2013年、A社は、「微信」という文字を無断で自社の社名やホームページに使用し、かつそのホームページにおいてB社の提携パートナーであると宣伝した。

B社は、A社に対し、当該行為は権利侵害行為にあたるとの警告を行ったが、A社に否認された。

その後、B社は、「不正競争防止法」（1993年）第5条2項等の規定に基づき、「知名サービスの特有の名称」に該当する「微信」を保有しており、それが無断使用されたことを理由として、人民法院に対してA社を被告として不正競争による権利侵害の訴訟を提起し、「微信」の使用停止、社名の変更及び50万円の損害賠償を請求した。

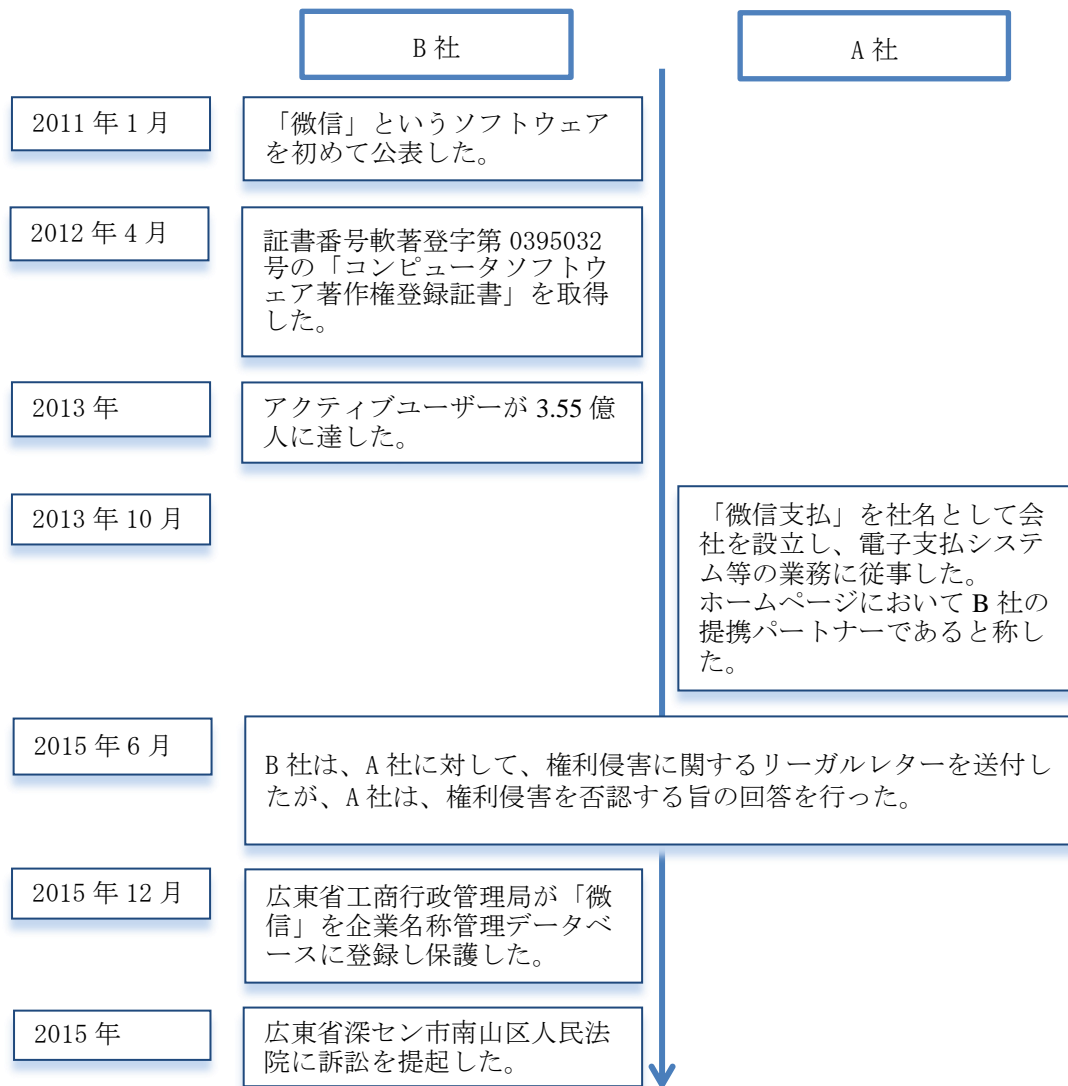
(2) 事件の関係図



インターネット電子支払分野において「知名サービスの特有の名称」に該当する「微信」を保有している。

許可を得ずに自社の社名、ウェブサイト等に「微信支払」という文字を使用し、B社の提携パートナーであると宣伝した。

(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

B社は、法廷において、数多くの証拠を提出し、同社が2011年に公表したソフトウェア「微信」が中国において高い知名度を有していることを証明した。「微信」という名称は、コンピュータソフトウェアの一般的名称でなく、サービスの出所を区別する顕著な特徴を有しているため、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第1条第1項の規定に基づき、知名サービスの特有の名称に該当する。

A社の会社名を見ると、「微信」が主要な識別内容である。A社は、その設立時にB社の「微信」がすでに高い知名度を有していたにもかかわらず、「微信」という文字を社名に使用した。この行為は、信義誠実の原則に背き、A社とB社の「微信」との間に何らかの関連性があると消費者を容易に誤解させるおそれがあり、公正な競争の原則に違反する。「不正競争防止法」(1993年)第5条2項に規定されている、他人の「知名サービスの特有の名

称」を無断で使用し、他人の知名サービスとの混同をもたらし、顧客にその知名サービスと誤認させる行為であるため、不正競争行為に該当する。

また、A社は、そのホームページやその他のウェブサイトにおいて、B社の提携パートナーであると宣伝していたことについて、過去にB社の関連会社と提携していたと主張したが、これを証明できる証拠を提供しなかった。当該宣伝行為は、両社の間に何らかの関係性があるとの誤解を消費者に与えるものである。「不正競争防止法」（1993年）第9条に規定されている、広告又はその他の手段を利用し、サービスの出所等を誤認させる虚偽の宣伝であるため、不正競争行為に該当する。

③ 結論

以上から、A社の行為は不正競争行為に該当するため、A社は法により権利侵害行為の停止及び損害賠償の法的責任を負うべきである。損害賠償金額については、B社は50万人民元を請求したが、B社の実際の損失及びA社の利益が確認できないため、「微信」の知名度、権利侵害の性質、期間、結果等の要素を考慮し、10万人民元とした。

第一審法院は、A社に対して、その会社名称に「微信」を使用する行為の停止及び社名の変更、並びにB社に対する10万人民元の経済損失及び合理的支出の支払を命じる判決を下した。

(5) 第二審判決

①争点についての判断

第二審法院は、B社がその「微信」という「知名サービスの特有の名称」を保有することを請求権の基礎として、A社に対して不正競争を訴えたため、本件を不正競争に関する紛争であると認定した。

B社は、法廷において数多くの証拠を提出し、「微信」サービスの普及に伴い、電子支払サービス分野においても「微信」が高い市場知名度を得ており、「知名サービスの特有の名称」であることを証明した。よって、B社が「微信」に対して有する合法的な権益は、法律の保護を受けるべきである。

A社は、電子支払システム等の業務に従事しており、B社とは競争関係にある。A社が、B社の許可を得ずにその経営活動において「微信」を自社の社名等に使用する行為は、関連公衆に対して、その提供するサービスの出所がB社であり、又は両社に経営上の関連関係を有するとの誤解を与えるものであり、B社の「知名サービスの特有の名称」に該当する「微信」の商業信用を利用した「フリーライド」行為に該当する。また、A社がB社との間に提携関係がないのに、B社の提携パートナーであると宣伝する行為は、虚偽宣伝行為に該当する。上記二つの行為は、いずれも不正競争権利侵害行為を構成する。

なお、A社は、法廷において、過去にB社の関連会社との間に提携関係にあったことから、A社とB社との間の関係は競争関係ではなく、提携関係であり、A社の上記の行為は善意の行為にあたるので、不正競争による権利侵害を構成しないと主張したが、第二審法院は、当該主張について、仮にA社の主張する事実が成立したとしても、B社は法により「微

信」支払という「知名サービスの特有の名称」について民事権益を有しているため、A社はB社の同意がない限り、「微信」を自己の提供運営するサービスの標章として使用する権限はないと認定した。

②結論

第二審法院は、上訴を棄却し、原判決を維持した。

5. 解説

本件は、中国の大手インターネット会社であるB社が従事する電子支払サービス「微信支払」に係る不正競争紛争事件であり、社会的にも大いに注目を集めた。

「不正競争防止法」(1993年)は、知名商品(サービスを含む。以下同様。)の特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用し、他人の知名商品との混同をもたらし、顧客にその知名商品と誤認させる行為を禁止している。同法の2017年改正でも、同じ趣旨の規定が維持されている。

「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第1条によれば、中国国内において一定の市場知名度を有し、関連公衆が知る商品は、知名商品であり、人民法院は、当該商品の販売期間・販売地域・販売額・販売対象、宣伝の期間・地域等の要素を総合的に考慮して、知名商品にあたるか否かを判断するとされている。また、同解釈第2条によれば、知名商品の特有の名称とは、商品の出所を区別する顕著な特徴を備えた名称をいい、商品の一般的名称、商品の品質・原料・用途等特徴を表示する名称等の顕著な特徴を欠く名称は、「不正競争防止法」が保護する知名商品の特有の名称にあたらない。

本件では、B社の商品ではなく、そのサービスをめぐって争っているから、「知名サービスの特有の名称」に該当することを主張する権利者であるB社は、その提供するサービスが知名サービスと認定されるのに十分な知名度を有すること、その主張する名称がサービスの名称として使用されていること、サービスの出所を区別できる顕著な特徴を有することを立証しなければならない。

B社は、自社の業績報告、新聞報道、B社に関する書籍、第三者の調査報告書・データ等の証拠を提出することによって、「微信」が多くのユーザーに使用され、極めて高い知名度を有することを証明した。人民法院は、これらの証拠に基づき、「微信」が知名サービスであること、及びその合法的な権益は保護されるべきであることを認めた。以上に基づき、人民法院は、A社が許可を得ずに「微信」を自社の名称に使用した行為及びインターネット上でB社との提携関係を表示した行為について、それぞれフリーライド行為及び虚偽宣伝行為による不正競争行為を構成すると認定し、A社に対し法的責任を負うべき旨の判決を下した。

なお、本件では、B社は、「微信」を商標として登録した証拠も提出したが、商標権が侵害されたことに対してではなく、「不正競争防止法」(1993年)に基づく「知名サービスの特有の名称」が侵害されたことを理由として訴訟を提起した。人民法院は、B社の請求により、商標権紛争でなく、不正競争紛争として認定した。

6. 企業へのメッセージ

中国において商品やサービスを提供する場合、一定の知名度を有した後に、その商品やサービスの名称を同業者に悪用される可能性がある。このような紛争が訴訟になると、人民法院は、上記法令に定める判断要素に基づき知名商品の特有の名称に該当するか否かを判断することとなる。このため、企業としては、自社の権利を保護するため、自社の商品やサービスが一定の知名度を有し、その名称が一般的名称でなく、商品の出所を区別する顕著な特徴を備えた名称であることを証明できる証拠を集めることが重要になる。その証明方法としては、自社が作成した資料のほか、公開情報や第三者による報告書等の資料を証拠として提出することが考えられる。

なお、本件では、B社及びそのサービスが、中国だけでなく、全世界において有名であることから、そのサービスが「不正競争防止法」(1993年)に定める「知名サービスの特有の名称」に該当することを立証できたが、通常の場合、そのサービスの名称が「知名サービスの特有の名称」に該当することを立証するのは必ずしも容易ではないため、やはり商品やサービスの名称等を商標として登録しておくことが望ましい。

第10 A社、B社とC社、D社等との著作権侵害及び不正競争紛争事件

1. 事件の性質

著作権侵害及び不正競争紛争事件

2. 事件名・争点

事件名：A社、B社とC社、D社等との著作権侵害及び不正競争紛争事件

争点：①係争アニメキャラクターが完全に同一ではなくても、著作権侵害を構成するか。②C社とD社が係争映画の名称の一部を隠す行為は、知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争を構成する。

3. 書誌的事項

第一審：上海市浦東新区人民法院（2015）浦民三（知）初字第1896号

原告：A社、B社

被告：C社、D社、E社

判決日：2016年12月29日

第二審：上海知的財産権法院（2017）滬73民終54号

上訴人：C社、D社

被上訴人：A社、B社

判決日：2017年12月21日

関連条文：「不正競争防止法」第5条²第2号

出典：北大法宝データベース

第一審判決：不明

第二審判決：

<http://www.pkulaw.com/pfnl/a25051f3312b07f3d35c0b4749624e9511de28054901116abdfb.html?keyword>

4. 事件の概要

(1) 事実概要

² 「不正競争防止法」は2017年に改正され、2018年から施行された。本件において適用される法律の条文は1993年に制定された「不正競争防止法」である。

A社及びB社は、知名アニメーション映画「Cars」、「Cars 2」（中国語タイトル「賽車総動員」、「賽車総動員 2」）の著作権者である。係争映画「汽車人総動員」は、2015年7月に公開・上映され、制作者はC社、配給会社はD社であり、E社がPPTV ウェブサイトで一般大衆に提供した。A社及びB社は、係争映画「汽車人総動員」のメインの自動車のアニメキャラクター「K1」と「K2」は「賽車総動員」及び「賽車総動員 2」の「ライトニング・マックイーン」と「フランチェスコ」のアニメキャラクターを明らかに使用及び剽窃したものであり、また「汽車人総動員」の映画ポスターは「賽車総動員 2」の映画ポスターと実質的な類似を構成しており、両社の著作物の著作権を侵害していると主張した。さらに、「賽車総動員」は知名商品の特有の名称であり、C社が「汽車人総動員」を映画の名称としたことは、公衆を誤導するものであり、知名商品の特有の名称を無断で使用した不正競争行為に該当すると主張した。

A社及びB社は、C社、D社及びE社の3社による権利侵害の停止、C社、D社による原告2社の経済的損失300万元及び権利侵害行為の制止のために支払った合理的支出100万元の連帯賠償を求めて法院に訴訟を提起した。

(2) 係争ポスター



「賽車総動員 2」のポスター



「汽車人総動員」のポスター



「賽車総動員 2」の
「ライトニング・マックイーン」



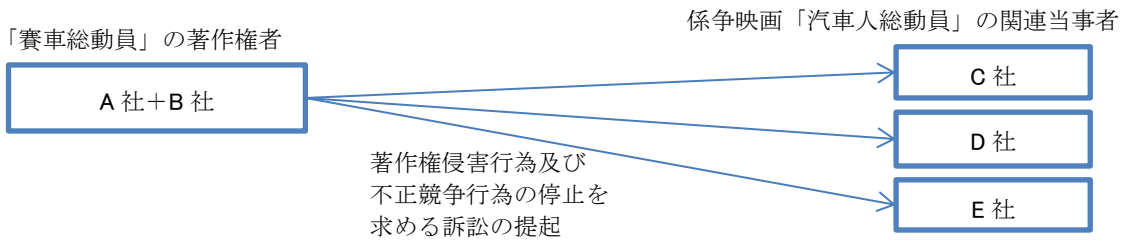
「汽車人総動員」の「K1」



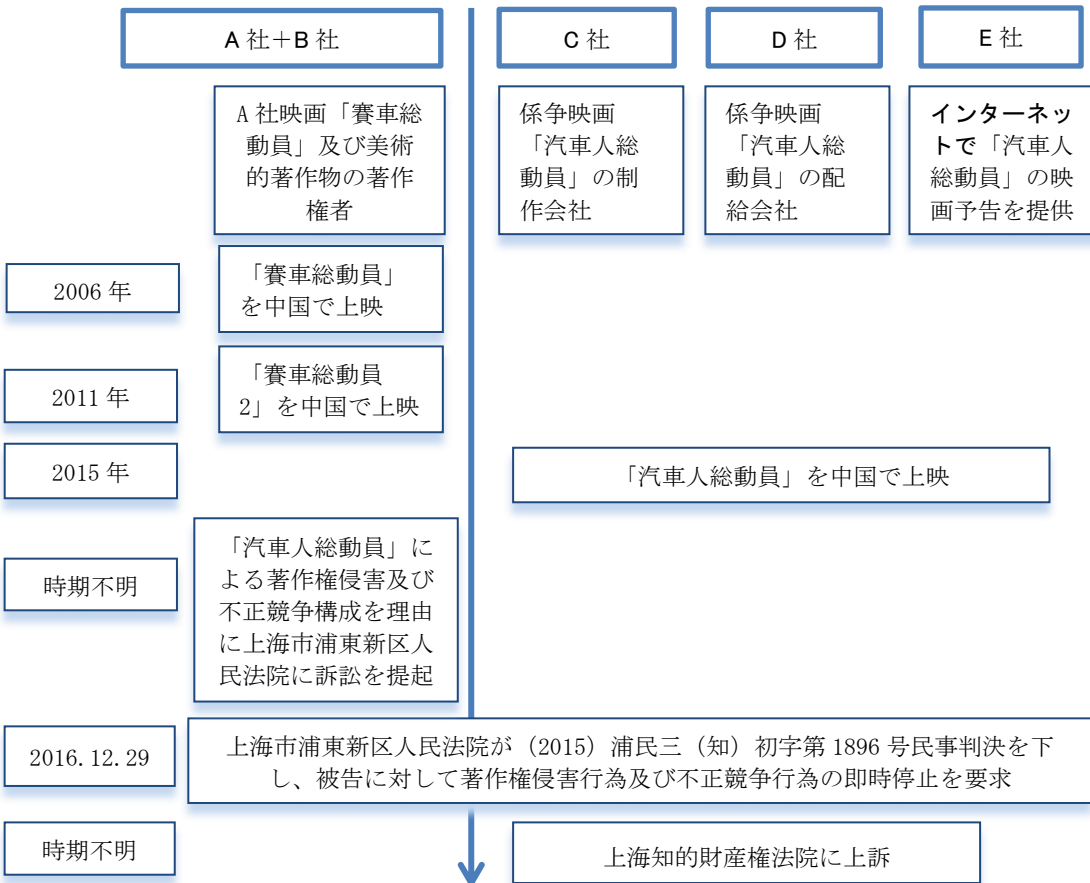
「賽車総動員 2」の「フランチェスコ」

「汽車人総動員」の「K2」

(3) 事件の関係図



(4) 時系列表



(5) 第一審判決

①争点についての判断

争点①については、係争映画「汽車人総動員」の映画ポスター中のアニメキャラクター「K1」と「ライトニング・マックイーン」、「K2」と「フランチェスコ」とを比較すると、原告の「ライトニング・マックイーン」及び「フランチェスコ」のアニメキャラクターは擬人化された目や口及び特定の色彩の組合せにより独創的な表現を構成しており、被告は、ほかでもなく上記デザインの組合せにおいて原告の著作物を複製している。「K1」及び「K2」は、「ライトニング・マックイーン」及び「フランチェスコ」の独創的な表現を使用しており、両者は実質的な類似を構成している。

「賽車総動員」は2006年に、「賽車総動員2」は2011年に中国国内で上映された。中国のメディアは2006年と2011年に、上記映画及びそのアニメキャラクター、映画ポスターに関して集中的に報道していた。そのため、被告C社、D社は、原告の著作物に接触する機会があったはずである。自動車を擬人化したデザインには比較的大きな創作の余地があるにもかかわらず、両被告は、原告のアニメーション著作物の独創的な表現を直接使用した。主観の面において、両被告に原告のアニメキャラクターを複製する意図があることは明らかであり、両被告が制作し、配給した映画及び映画ポスターのアニメキャラクターは、原告の著作物と実質的な類似を構成していることから、両被告による著作権の侵害は成立する。

争点②については、係争映画「汽車人総動員」の名称のうち、「汽車人」には複数の意味があり、自動車業界の従業者を指すこともあれば、トランスフォーマーのような高度に擬人化された自動車のイメージを指すこともある。「汽車人」のかかる文脈における意味と「賽車（スポーツカー）」には比較的大きな違いがある。ただ単に「汽車人総動員」をアニメーション映画の名称とすることは、関連公衆の一般的な注意力を基準とすると、それと原告の「賽車総動員」、「賽車総動員2」との間に混同又は誤認が生じることはなく、原告の知名商品の特有の名称との類似を構成しない。

しかしながら、係争映画「汽車人総動員」のポスターにおいては、「人」の文字がタイヤで隠されており、それによって当該映画名称の視覚的効果は「汽車総動員」に変わる。「汽車総動員」と「賽車総動員」は、わずか一文字しか違いがなく、かつ「賽車（スポーツカー）」は「汽車（自動車）」に属することから、関連公衆が比較対象が隔離された状態で比較した場合、誤認を生じやすい。原告が提出した証拠によれば、すでに多くの公衆が両者を誤認し、係争映画は原告の制作したシリーズ映画であると認識していた。両被告の上記行為は、主観面において、原告の知名アニメーション映画の名称に便乗する故意があり、客観面においては、関連公衆に誤認を生じさせやすいことから、原告の映画の先行する商業上の信用を不当に利用したこととなり、知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争行為を構成する。

②結論

第一審法院は、被告C社、D社が、「K1」、「K2」のアニメキャラクターが使われている「汽車人総動員」の映画、映画予告編、映画ポスターの複製、配給、展示及び情報ネットワ

ークを通じた伝達を停止し、「汽車総動員」（「人」の文字がタイヤで隠された後の名称）を映画名称として使用する不正競争行為を停止し、被告E社が、「K1」、「K2」のアニメキャラクターが使われている「汽車人総動員」の映画、映画予告編、映画ポスターを情報ネットワークを通じて伝達することを停止する旨判決した。

(6) 第二審判決

①争点についての判断

争点①については、対比した結果、係争映画「汽車人総動員」及び映画ポスターの「K1」、「K2」のアニメキャラクターと、「賽車総動員」シリーズ映画の「ライトニング・マックイーン」、「フランチェスコ」のアニメキャラクターとの間には、種々の共通点があることが明らかにわかる。「K1」、「K2」のアニメキャラクターが「ライトニング・マックイーン」、「フランチェスコ」のアニメキャラクターと実質的な類似を構成するか否かを判断するポイントは、上記の共通点に実質性があるか否かにある。「実質性」の認定については、共通点の数量のみならず、共通点の質も考慮する必要がある。数量に関しては、主に共通点が一定の数量に達しているか否かを考慮し、質に関しては、主に共通点が著作権法で保護される独創的な表現であるか否かを考慮する。「K1」、「K2」のアニメキャラクターは、塗装の色、目、鼻、口、そして目玉、頬、歯等の細部に至るまで、表現がいずれも「ライトニング・マックイーン」、「フランチェスコ」のアニメキャラクターと基本的に同一であり、数量も一定の程度に達している。さらに、これらの基本的に同一の表現、すなわち自動車を擬人化した具体的な表現方法は、A社、B社の独創的なデザインを体現しており、著作権法で保護される独創的な表現にあたる。「K1」、「K2」のアニメキャラクターは、具体的な表現方式において、いずれも「ライトニング・マックイーン」、「フランチェスコ」のアニメキャラクターと基本的に同一であり、その表現の類似の程度は、一般の観察者の基準によってふた組のイメージをみた場合には、どのようにしても、前者が後者と無関係に独自に創作を完成させたものであると認識することはないレベルに達している。以上の点から、「K1」、「K2」のアニメキャラクターと「ライトニング・マックイーン」、「フランチェスコ」のアニメキャラクターが実質的な類似を構成すると認定するのに十分である。ふた組のキャラクターの相違点に関しては、キャラクターの全体に実質的な影響を与えておらず、実質的な類似の認定に影響を及ぼさない。

争点②については、「不正競争防止法」第5条の規定によれば、知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争行為を構成するには、次の3つの条件を満たす必要がある。(i) 当該名称が知名商品の特有の名称を構成すること。(ii) 被疑侵害名称が知名商品の特有の名称と同一又は類似であること。(iii) 関連公衆に混同又は誤認を生じさせること。

条件(i)に関して、「賽車総動員」はA社、B社のシリーズ映画の名称として、一定の顕著性を有し、かつ長期間使用され、比較的高い知名度を有していることから、知名商品の特有の名称を構成する。

条件(ii)に関して、D社は、係争ポスターに記載したのは「汽車人総動員」であって、タイヤで隠れてはいるものの、一般の公衆がタイヤの後ろの「人」の文字を認識することに影

響しないと主張したが、「汽車人総動員」のポスターの「人」の文字がタイヤで隠されると、視覚的効果の面においては「汽車総動員」に変わり、「汽車総動員」と「賽車総動員」には一文字しか違いがないことから、二つの映画の名称は類似を構成する。

条件（iii）に関して、上訴人は、「汽車人総動員」について一貫して「初のレーシングカー類の国産映画」との位置づけで映画の宣伝を行っており、故意に混同させる意図はないと主張した。しかし、国内メディアは早くも2006年には「賽車総動員」を繰り返し宣伝し、2011年には「賽車総動員2」の宣伝も大々的に行っており、2つの映画の興行収入は比較的高かった。C社はアニメーション映画を制作する同業の競争者として、D社は映画配給専門会社として、いずれも、映画の名称の決定時及び宣伝時に「賽車総動員」シリーズ映画の知名商品の特有の名称を知らなかったはずがない。このことから、C社及びD社が「賽車総動員」の名称を知っていたはずであることがわかる。係争映画の最初の届出名称は「小小汽車エンジニア」であったが、放映の数か月前に「汽車人総動員」に変更された。C社の法定代表者であるXは、「汽車総動員」を映画の名称としてWeiboで宣伝を行っており、そこに添付された画像で使用されている名称も「汽車総動員」である。映画ポスターでは、「汽車人総動員」のうちの「人」の文字がタイヤで隠され、視覚的には「汽車総動員」の効果が形成されている。以上の点から、両上訴人には混同の主観的故意が存在すると認定するのに十分である。

上訴人はさらに、係争映画のチケットには、文字で「汽車人総動員」という映画名称が表示されているため、関連公衆（とりわけ保護者）がチケットを購入する際に混同して認知することはないと主張した。混同の可能性の判断にあたっては、商品又はサービスの種類及び関連公衆の消費習慣を踏まえて認定しなければならない。映画業界について言えば、映画ポスター、メディアの報道等は、公衆がある映画を鑑賞するかどうかを決定する際に大きな影響をもたらす。タイヤで「人」の文字が隠されている係争ポスターは映画館に掲出されただけでなく、ウェブサイト等のメディアの宣伝においても使用され、すでに関連公衆に係争映画名称が「賽車総動員」に類似する「汽車総動員」であるとの印象を与えており、その上、「Cars」はかつて「汽車総動員」と翻訳されたこともあり、係争ポスターのアニメキャラクターも「賽車総動員」と類似しており、関連公衆に係争映画と「賽車総動員」シリーズ映画について混同を生じさせやすい。

②結論

第二審法院は、「賽車総動員」は知名商品の特有の名称を構成し、係争ポスターの制作及び使用において、C社及びD社には混同させる故意が存在し、また実際に混同の結果をもたらしているため、C社及びD社の行為が、知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争行為を構成すると認定し、第一審法院の認定は不当ではないと判断し、両上訴人の上訴意見は採用せず、上訴を棄却し、原判決を維持した。

5. 解説

本件においては、被疑侵害アニメキャラクターの造形は、原告が独自に創作したアニメキャラクターの造形と完全に一致するものではないが、視覚的差異は大きくなく、実質的な類似を構成しており、依然として権利侵害著作物にあると認定された。この点に関して、法院は、著作権法における「実質性」の認定につき次のように説明している。実質的な類似を構成するか否かの判断にあたっては、共通点の数量だけでなく、共通点の質も考慮する必要があり、数量に関しては、主に共通点が一定の数量に達しているかを考慮し、質に関しては、主に共通点が著作権法で保護される独創的な表現であるかを考慮する。本件における「K1」、「K2」と「ライトニング・マックィーン」、「フランチェスコ」の共通点は一定の数量に達しており、また、これらの共通点はいずれもA社、B社の独創的なデザインを体現しており、著作権法で保護される独創的な表現にあたる。このため、法院は、ふた組のアニメキャラクターは実質的に類似すると認定したのである。

本件における被告の行為が知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争行為を構成するか否かに関して、法院は、詳細な分析を行っており、知名商品の特有の名称を無断で使用する不正競争行為を構成するには、次の3つの条件を満たす必要があると判示している。すなわち、①当該名称が知名商品の特有の名称を構成すること、②被疑侵害名称が知名商品の特有の名称と同一又は類似であること、③関連公衆に混同又は誤認を生じさせること、である。本件に関して言えば、映画ポスター、メディアの報道等は、公衆が映画を鑑賞するかどうかを決定する際に大きな影響をもたらしており、「汽車人総動員」のポスターにおいて、映画名称の「人」の文字がタイヤで隠されており、視覚的には「汽車総動員」の効果を形成している。「人」の文字が覆い隠された後の係争映画の名称は「汽車人総動員」映画の宣伝において広く使用され、すでに関連公衆に係争映画の名称が「賽車総動員」に類似する「汽車総動員」であるとの印象を与えており、その上、係争アニメキャラクターも「賽車総動員」のアニメキャラクターと類似しており、関連公衆に係争映画と「賽車総動員」シリーズ映画について混同を生じさせやすいと認定された。

6. 企業へのメッセージ

本件で、法院は、2つの図案等が著作権侵害を構成するかを判定するに当たり、「完全一緻性」ではなく、「実質的な類似」を構成するかによって判断した。特に、両者の視覚的差異が大きい場合には、実質的な類似を構成する可能性が高く、権利侵害と認定されるおそれがある。なお、本件において、被告が係争映画の宣伝ポスターにおいてタイヤで名称の一部を隠し、係争映画の名称を視覚的に原告の映画に近づけたのは、「フリーライド」の意思を持って為された不正競争行為にあると認定された。係争映画のチケットに、「人」の文字が覆い隠されていない映画の名称が明記されていても、ポスター等で宣伝を行った際に、被告の行為はすでに公衆に混同をもたらしており、その上、被告には公衆の混同を招くという故意があると認定されたものである。本件における法院の判断は、オリジナルの創作を重視する企業を保護する一方で、あわよくば著作権を侵害し、不正競争手段をとってやろうと目論むような企業に対して、1つのボーダーラインを示している。

第 11 A 社等と C 社等との不正競争紛争事件

1. 事件の性質

不正競争事件

2. 事件名・争点

事件名：A 社等と C 社等との不正競争紛争事件

争点：ゲームの画面は不正競争防止法上の「知名商品の包装・装飾」に該当するか

3. 書誌的事項

第一審：広州知的財産権法院（2015）粵知法商民初字第 2 号

原告：A 社、B 社

被告：C 社、D 社、E 社

判決日：不明

第二審：広東省高級人民法院（2016）粵民終 1775 号

上訴人：C 社、E 社

被上訴人：A 社、B 社

未参加：D 社

判決日：2017 年 12 月 27 日

関連条文：「不正競争防止法（1993 年）」第 2 条、第 5 条、第 9 条、第 20 条、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第 2 条、第 3 条、「情報ネットワーク伝達権侵害民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定」第 4 条、第 7 条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

A 社は 2004 年に米国で PC オンラインゲーム「魔獣世界」を発表し、2005 年に中国で発売し、運営を開始した。その後、A 社は合計 5 つの「魔獣世界」シリーズの拡張パックを発表し、米国で著作権登録を行った。B 社は、「魔獣世界」の中国における独占運営者である。2014 年 6 月から、A 社と B 社は新しい拡張パック「魔獣世界：德拉諾之王」の一般ユーザー

向けオンラインプロモーションを行い、同年11月20日に、「魔獣世界：德拉諾之王」は中国で正式に発売され、運営が開始された。

本件係争ゲーム「全民魔獣：決戦德拉諾」（以下、「係争ゲーム」という）は、D社が開発し、C社が独占運営するスマホオンラインゲームである。係争ゲームの旧名称は「酋長薩ル：魔獣遠征」であり、2014年8月21日に発表され、2014年12月19日に現名称に変更された。

係争ゲームはE社が運営する「九遊ネット」（www.9game.cn）を通じてダウンロードサービスが提供された。

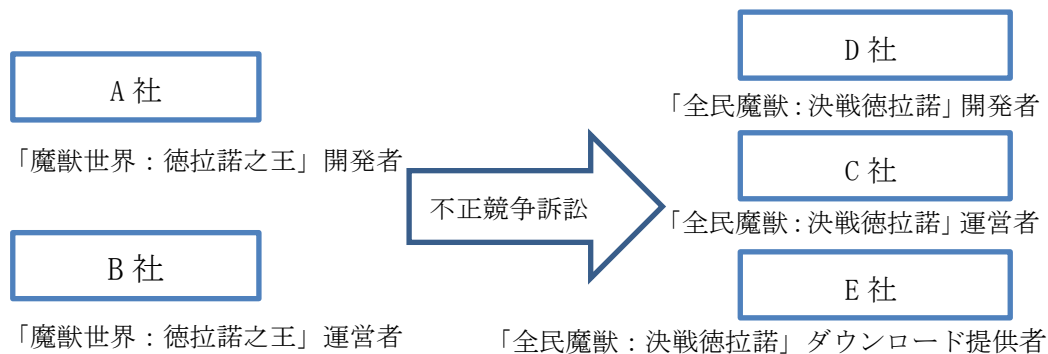
係争ゲームは、タイトル画面、ログイン画面及びミッション画面等が「魔獣世界」の関連画面と類似し、また「魔獣世界」のキャラクターと類似するキャラクターを6つ使用している。また、C社による広報及び宣伝では「魔獣世界」が頻繁に使用され、係争ゲームが「最も魔獣的要素の高いゲーム」、「魔獣の正統な継承者」及び「魔獣世界を背景とするゲーム」であると宣伝している。

A社及びB社は、係争ゲームが知名商品である「魔獣世界」特有の名称・装飾（ゲーム画面の表示）に対する不正競争を構成し、C社による広報及び宣伝が不正競争を構成し、係争ゲームの使用キャラクターが「魔獣世界」のキャラクターの商品化権を侵害したと主張し、C社、D社及びE社に対して、不正競争行為の停止、謝罪声明の掲載及び500万円の損害賠償等を求めて訴訟を提起した。

原告らの訴訟請求

訴訟請求	詳細項目
(1) 知名商品である「魔獣世界」特有の名称に対する不正競争	①「德拉諾」 ②「魔獣世界」 ③「魔獣世界德拉諾之王」
(2) 知名商品である「魔獣世界」特有の装飾に対する不正競争	①タイトル画面 ②ログイン画面 ③ミッション画面
(3) 広報及び宣伝における不正競争	
(4) 係争ゲームの使用キャラクターによる「魔獣世界」のキャラクターの商品化権の侵害	

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表

	A 社等	C 社等
2004 年	A 社が「魔獣世界」を発表、2005 年から B 社を通じて中国で運営開始	
2014 年 6 月	A 社と B 社が新しい拡張パック「魔獣世界：德拉諾之王」のオンラインプロモーションを開始	
2014 年 8 月 21 日		D 社が開発し、C 社が独占運営し、E 社がダウンロードを提供する「酋長薩尔：魔獣遠征」が運営開始
2014 年 11 月 20 日	「魔獣世界：德拉諾之王」が中国で正式に運営開始	
2014 年 12 月 19 日		「酋長薩尔：魔獣遠征」の名称が「全民魔獣：決戦德拉諾」に変更
不明	A 社と B 社が「全民魔獣：決戦德拉諾」は不正競争を構成すると主張し、訴訟を提起	

(4) 係争権利

「魔獣世界：德拉諾之王」のログイン画面



「全民魔獸：決戰德拉諾」のログイン画面



(5) 第一審判決

①争点についての判断

「魔獸世界」は、オンラインゲームであるため、不正競争防止法上の商品及びサービスの両方の性質を有する。原告が提供した証拠から、「魔獸世界」及びその拡張パックの「魔獸世界：德拉諾之王」は知名サービスに該当する。

名称について、原告は、「德拉諾」、「魔獸世界」及び「魔獸世界德拉諾之王」という3つの名称が知名サービス特有の名称であると主張した。人民法院の判断によれば、「德拉諾」は「魔獸世界」における惑星の名称であり、これをもって「魔獸世界」を指し示すことができない。

「魔獸世界」はゲームの名称であるが、A社がすでに商標登録したため、商標法に従って保護を求めるべきである。「魔獸世界德拉諾之王」は「魔獸世界：德拉諾之王」ゲームを指し示すことができ、商品の特徴を示すことができるため、知名サービス特有の名称に該当する。

装飾について、ゲーム画面は、「不正競争民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」第3条に定める「装飾」に該当することができる。原告が主張するゲームのログイン画面等は、「魔獸世界」の独特のスタイルを表現しており、「魔獸世界」を特定することができるため、知名サービス特有の装飾に該当する。

「魔獸世界」と係争ゲームの競争関係について、「魔獸世界」はPCオンラインゲームであり、係争ゲームはスマホオンラインゲームであるため、両者の顧客層が重複するところがあり、強い競争関係にあると認めることができる。

係争ゲームの名称について、係争ゲームの旧名称である「酋長薩ル：魔獣遠征」は、「魔獣世界：德拉諾之王」と類似していない。しかしながら、係争ゲームの現名称である「全民魔獣：決戦德拉諾」は、「魔獣世界：德拉諾之王」と類似している。係争ゲームは、2014年11月20日に「魔獣世界：德拉諾之王」の運営が開始された直後に、「全民魔獣：決戦德拉ノ」
と名称を変更していることから、他人の名称の知名度に便乗しようとする故意が明らかであり、ゲームのユーザーに混同、誤認を容易に生じさせる。装飾について、係争ゲームのログイン画面等は、完全に「魔獣世界：德拉ノ之王」のゲーム画面を剽窃しているため、「魔獣世界：德拉ノ之王」と類似する装飾に該当する。以上の点から、不正競争行為の存在を認める。

宣伝について、C社等が係争ゲームを宣伝する際、係争ゲームは「魔獣世界」を背景とするゲームである等と称しており、これはユーザーに誤認を生じさせやすいため、虚偽宣伝を構成する。

原告が主張する商品化権について、商品化権は中国の法律に定めがある権利ではないため、「不正競争防止法」第2条に従って判断すべきである。その適用要件は、①原告の主張が知的財産権法の立法政策と矛盾しないこと、②被告の行為が「不正競争防止法」に別途定めるものに該当しないこと、及び③被告の行為が原告の合法的利益を侵害することである。本件では、①と③の条件は明らかに満たしている。②について、ゲームキャラクターの名称が「不正競争防止法」第5条に定める企業又は個人の名称ではないため、条件を満たしている。よって、「不正競争防止法」第2条を適用することができ、原告の主張を支持する。

E社の責任負担について、E社は、係争ゲームのアップロード、セーブ、ダウンロードサービスを提供するだけでなく、エンドユーザーシステム、支払システムサービスを提供し、カスタマーサービスへの協力及び宣伝広告に参加している。E社は、ネットワークサービス提供者として注意義務を果たしていなかったため、共同権利侵害を構成する。

②結論

第一審法院は、被告の行為は、不正競争行為に該当すると認定し、また、被告3社に対し、原告に連帯して200万元の損害賠償（E社がそのうちの10万元の連帯責任を負う）の支払いを命じ、C社に謝罪声明の掲載を命じる旨判決した。

(6) 第二審判決

C社、E社は第一審判決を不服とし、上訴したが、第二審法院は、次のように判示した。

① 争点についての判断

「魔獣世界」シリーズのゲームは、「不正競争防止法」第2条に定めるサービスに該当し、その知名度から見れば、同法第5条に定める知名サービスに該当する。名称、装飾が特有であるか否かは、それが商品又はサービスの出所を区別する顕著性を有するか否かにある。「魔獣世界：德拉ノ之王」という名称及びそのタイトル画面、ログイン画面、ミッション画面は、商品又はサービスを区別できる顕著性を有するため、知名サービス特有の名称、装飾に該当する。

両ゲームの競争関係について、原告と被告はともにオンラインゲームの運営に従事し、業界領域が同一であるため、競争関係を有する。PCゲームとスマホゲームは、関わりのない別の領域ではない。

係争ゲームの名称については、原告らのゲームの名称の知名度に便乗しようとする故意があるのは明らかであり、ゲームのユーザーに混同、誤認を容易に生じさせる。また、装飾については、係争ゲームのログイン画面等は、完全に「魔獣世界：德拉諾之王」のゲーム画面を剽窃しているため、不正競争の存在を認める。

原告が主張する商品化権は、中国の法律に定めがある権利ではない。原告は、コップ、携帯カバー等の商品に6つのキャラクターを使用したことを証明したが、被告は関連商品にキャラクターを使用したことを証明しなかった。そして、原告は、すでに別件の著作権訴訟において、6つのキャラクターに関する訴訟請求を提起済みである。したがって、第一審がゲームキャラクターについて不正競争行為の存在を認めることは不当であり、是正する。但し、この件は最終的な民事責任の負担の認定に影響しない。

②結論

第二審法院は、上訴を棄却し、第一審判決を維持した。

原告らの訴訟請求及び第一審、第二審の判断

訴訟請求	詳細項目	第一審判断	第二審判断
(1) 知名商品である「魔獣世界」特有の名称に対する不正競争	①「德拉諾」	×	×
	②「魔獣世界」	×	×
	③「魔獣世界德拉諾之王」	○	○
(2) 知名商品である「魔獣世界」特有の装飾に対する不正競争	①タイトル画面	○	○
	②ログイン画面	○	○
	③ミッション画面	○	○
(3) 広報及び宣伝における不正競争		○	○
(4) 係争ゲームの使用キャラクターによる「魔獣世界」のキャラクターの商品化権の侵害		○	×

5. 解説

本件は、不正競争事件である。原告は、別件の著作権訴訟において、係争ゲームの差止め等を請求した。本件は不正競争のみに関わる。「不正競争防止法」によれば、知名商品又はサービス特有の名称、装飾に対する模倣及び冒用は、不正競争行為に該当する。但し、ゲームの画面が不正競争防止法上の「知名商品の装飾」に該当するか否かは、法律に明確な規定がなされていない。本件は、ゲームの画面が知名商品の装飾に該当することを認めた初めての判決である。本件判決によれば、名称、装飾が特有であるか否かは、それが商品又はサービ

スの出所を区別する顕著性を有するか否かにある。本件では、原告が主張するゲームのタイトル画面、ログイン画面及びミッション画面は、背景、装飾等によって、「魔獣世界」シリーズのゲーム独特の神秘性、幻想性、煌びやかさ、スケールの大きな世界観が表現されており、「魔獣世界」を特定することができる。よって、ゲームの画面は、ゲーム特有の性質を有し、画面によってゲームを特定することができる場合には、商品又はサービスの出所を区別する顕著性を有し、「不正競争防止法」第5条に定める装飾に該当することができる。係争ゲームの画面は、「魔獣世界」の画面と類似する背景、装飾等を使用し、「魔獣世界」独特のスタイルを模倣し、ゲームのユーザーに混同、誤認を容易に生じさせるため、不正競争と認定された。

6. 企業へのメッセージ

近年の中国では、オンラインゲーム、特にスマホオンラインゲーム市場が急速に発展している。このような状況において、すでに高い知名度を有するゲームの名称、素材等が冒用又は剽窃されることが少なくない。その際、合法的な権益が侵害されたゲーム所有者は、著作権権利侵害訴訟による運営差止め及び損害賠償のほか、不正競争訴訟を提起することができる可能性がある。本件では、ゲームの画面が類似するため、不正競争に該当するとの判決が下された。自社が開発、運営するゲームの名称、素材等が他人に冒用又は剽窃された場合には、不正競争訴訟を提起して、合法的な権益を守ることが考えられる。

【その他】

第12 X社等とY社との特許権帰属紛争事件

1. 事件の性質

特許権帰属紛争事件（職務発明）

2. 事件名・争点

事件名：X社等とY社との特許権帰属紛争事件

争点：退職従業員が退職前に行った職務発明を他人名義で出願した場合の特許権の帰属

3. 書誌的事項

第一審：南京市中级人民法院（2015）寧知民初字第130号

原告：Y社

被告：X社

第三者：A、B、C

判決日：2016年5月20日

第二審：江蘇省高级人民法院（2016）蘇民終988号

上訴人：X社、A、B、C

被上訴人：Y社

判決日：2017年3月10日

再審：最高人民法院（2017）最高法民申4145号（2017年12月19日）

再審申立人：X社

裁定日：2017年12月19日

関連条文：「特許法」第6条、「特許法実施細則」第13条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

（1）事実概要

Y社は、2001年に設立され、医療機器、バイオ医学テクノロジー、家庭用ヘルスケア製品及びコンピュータソフトウェアの研究開発、生産及び代理販売に従事する企業である。A、B及びCは、Y社の従業員であり、Y社の「一種の膻電極」を含む多数の特許製品の開発に関

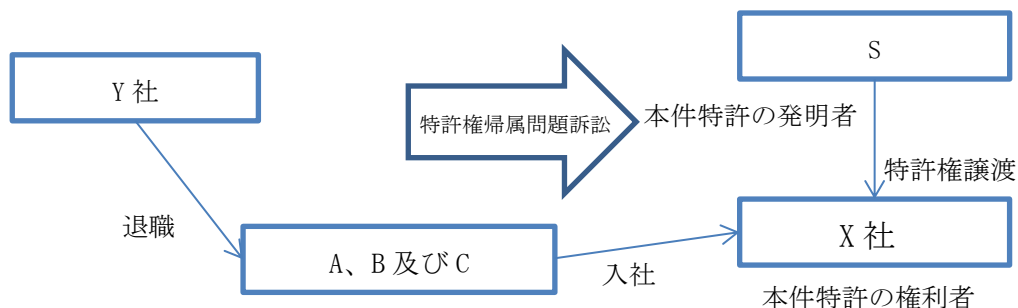
与した。Y社が所有する「一種の膣電極」の実用新案特許権は、女性の膣筋肉の緊張程度を測定する医療機器である。その材料はステンレスであり、コストが高いために使い捨てとして利用できない。その後、Y社は使い捨て機能を実現できるよう調査研究を行ったが、技術案を確立できなかった。

2012年10月、A、B及びCは、医療機器の研究開発及び販売に従事する、Y社と競合する新会社の設立を画策した。2013年1月16日にX社が設立され、株主と管理職はすべてA、B及びCの親類・友人である。2013年2月から2014年8月にかけてA、B及びCは相次いでY社を退職し、X社に入社した。

2012年11月5日、Sが「一種の膣電極」（以下「本件特許」という）の発明特許を出願した。2013年8月28日にSは2万円の価格で本件特許の出願権をX社に譲渡し、2013年9月13日に本件特許の出願者はX社に変更された。本件特許は、材料を変えたことでコストが下がり、使い捨てが可能となったうえ、重複使用による交差感染が回避できるようになった。本件特許以外にも、X社は相次いで8件の特許を出願しており、いずれも本件特許と類似している。

2015年、Y社は、本件特許を含む9件の特許がA、B及びCのY社在職期間中の職務発明であるため、その特許権はY社の所有となるはずであると主張して訴訟を提起した。Y社の主張によれば、A、B及びCは本件特許を不法占有するため、友人の名義でX社を設立し、本件特許の発明者をSであると偽装した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表

	Y 社	X 社等
2001 年	Y 社成立、医療機器の研究開発等に従事。「一種の膣電極」の実用新案特許（ステンレス素材、使い捨てできない）を所有。使い捨て膣電極の開発を画策するも、最終的にプロジェクトとして成立せず。	
2012 年 10 月	A、B 及び C が新会社の設立を画策。	
2012 年 11 月 5 日	S が「一種の膣電極」特許（本件特許）を出願。	
2013 年 1 月 16 日	X 社成立、医療機器の研究開発等に従事。A、B 及び C の親類・友人が株主及び管理職に就任。	
2013 年 9 月 13 日	S が本件特許の出願権を X 社に譲渡。	
2014 年 4 月 16 日	本件特許の授權公告を取得。本件特許は材料変更などにより使い捨てを実現。	
2013 年 2 月～ 2014 年 8 月	A、B 及び C が相次いで Y 社を退職し、X 社に入社。	
2015 年 6 月 12 日	Y 社が訴訟を提起。本件特許等は A、B 及び C の在職期間中の職務発明であり、その特許権は Y 社に帰属すべきであると主張。	

(4) 第一審判決

①争点についての判断

S は本件特許の発明者ではない。まず、S は本件特許を研究開発する業務経験を備えていない。S は品質マネージャーを務めたことがあるが、技術開発には関わっていない。次に、S は本件特許を研究開発する専門知識及び研究開発能力を備えていない。法廷での尋問において、S は本件特許に関する特許の質問がよくわからず、研究開発過程におけるデータファイル等の証拠も提供できていない。そして、本件特許を出願し、譲渡した事実を踏まえると、S は本件特許の発明者ではない。本件特許の出願書にある署名は S が書いたものではなく、それが提出した X 社への譲渡契約にある署名もまた S が書いたものではない。

本件特許の実際の発明者は A、B 及び C である。まず、A、B 及び C は本件特許を研究開発する業務経験及び専門能力を備えている。3 人は Y 社でそれぞれ研究開発部マネージャー、製品部マネージャー及び高級構造エンジニアとして勤め、長期にわたり本件特許を含む膣電極技術の関連業務に従事してきた。特に、C は Y 社での業務期間中、使い捨て膣電極の調査研究業務に関与した。B が発明者である 1 件の実用新案は、その技術の核心部分が本件特許と非常に似ている。また、A は X 社に入社した後、本件特許の知的財産権局での出願プロセスに関与した。次に、A、B 及び C には、Y 社の技術成果を利用して私利を図る動機及び故意があった。2012 年に、3 人は Y 社を退職する前に新会社を成立させ、使い捨て膣電極を新会社の

主要な技術製品とすることを画策した。X社は3人の親類・友人の出資により成立し、3人と密接な関係があった。会社成立後、3人はすぐに新会社に転職し、重要な役職に就任した。A、B及びCは本件特許の核心的技術を把握していた。Y社は早々に本件特許の研究開発の方向性及び考え方を形成し、さらに主要部分の技術案も形成した。これらはすべて3人がY社での業務期間中に取得したものであった。そして、A、B及びCはS名義で出願することで法律をすり抜けた。「特許法実施細則」第13条の規定によれば、特許発明者とは、発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献をした者をいう。本件特許の権利証書に記載された発明者はSであるが、知的財産権局は発明者について形式審査しか行わない。上述のように、Sは実際の発明者ではなく、3人が法律をすり抜けるためにS名義で特許出願を行った後、再びSがこれをX社に譲渡したのである。

Y社は本件特許を出願するまでに、大量の準備を行っている。A、B及びCはY社での業務期間中に、Y社の提供した技術、情報等の条件を利用し、実際に特許を発明した。なおかつ、本件特許の出願日は2012年11月5日であり、このときまだ3人はY社に在籍していた。ゆえに、本件特許は職務発明にあたり、特許権はY社の所有に帰属するものと認定する。

②結論

第一審法院は、本件特許の実際の発明者はA、B及びCであることを確認し、また、本件特許の特許権はY社の所有に帰属することを確認した。

(5) 第二審判決

①争点についての判断

現有証拠では、Sが本件特許の発明者であることを証明することができない。中国の特許出願プロセスでは、出願文書に記載された発明者に対する実質審査を行わない。Y社がSの発明者としての身分に異議を申し立て、関連証拠を提出した際、Sは自身が実際の発明者であることにつき証拠を提出しなければならなかった。しかし、Sは本件特許の発明のプロセス等について、コンピュータのデータを紛失したと言い、関連証拠を提出することができなかった。法廷での尋問において、Sが行った陳述は相矛盾するもので、本件特許が属する分野について基本的知識に欠けていた。また、本件特許の出願書にある署名はSが書いたものではなく、それが提出したX社への譲渡契約にある署名もまたSが書いたものではなかった。ゆえに、本件特許がSの発明ではないものと認定する。

本件特許はA、B及びCの職務発明にあたり、特許権はY社に帰属すべきである。一審判決で述べたように、A、B及びCのY社での業務経歴により、3人は本件特許を研究開発する能力を備え、本件特許の核心的技術を把握し、また、3人にはY社の技術成果を利用して私利を図る動機及び故意があり、ゆえにS名義で本件特許を出願した。また、Aが本件特許の出願プロセス等に関与したことを考慮すると、本件特許の完成は3人と密接な関係があると認定することができる。ゆえに、3人が本件特許の実際の発明者であると認定する。

本件特許はA、B及びCがY社での任務を実行して完成させた発明創造にあたり、職務発明であり、特許権はY社に帰属すべきである。Y社が提出した証拠によれば、本件特許は3

人がY社において従事した業務と関係するものである。X社は、本件特許にY社の膾電極に関する特許との違いが存在すると主張するが、Y社は本件特許の出願前にすでにステンレス材料を使用していたとは不十分であると認識し、かつ代替材料の研究業務を行い、関連技術案を提出しており、それにより使い捨てという目的を達成していた。ゆえに、本件特許は職務発明にあたる。

②結論

第二審法院は、上訴を棄却し、第一審判決を維持した。

(5) 再審裁定

①争点についての判断

本件の現有証拠は、Sが本件特許の発明者であることを証明できない。知的財産権局は出願文書について形式審査しか行わず、ゆえに特許証書にある発明者の記載には、絶対的な証拠としての効力はない。S自身が発明者であることを証明する証拠を提出できず、前後の陳述に矛盾が存在し、かつ本件特許を発明する専門知識を備えていないこと等に鑑み、Sが本件特許の発明者ではないと認定する。

証拠を総合的に考察すると、A、B及びCが本件特許の実際の発明者であり、特許権はY社に帰属すると認定すべきである。膾電極の重複使用によりもたらされる感染の問題を解決するため、Y社は2011年から使い捨て膾電極についての研究開発を開始し、A、B及びCは研究開発のプロセスに関与した。また、Aが本件特許の出願に関与したこと、なおかつX社は3人の親類・友人が設立したこと等を踏まえ、本件特許は3人がY社での任務を実行して完成させた職務発明であり、特許権はY社に帰属するものと認定する。

②結論

再審法院は、再審申立を棄却した。

5. 解説

本件において、本件特許の実際の発明者A、B及びCは、特許権を窃取するため、親類・友人を通じて新会社を設立し、本件特許の発明者を偽装する方法を用いて、本件特許の特許権を取得することに成功した。特許権の出願書から考えると、本件特許の発明者はSであり、特許権者はX社であって、A、B及びCやY社は関係ない。しかし、法院はA、B及びCのY社在職期間における業務内容、Y社の既存の特許、並びにSの過去の経歴及び開廷審理での尋問等によって、本件特許の発明者はSではなく、A、B及びCであるという結論に至り、かつ本件特許はA、B及びCのY社在職期間における職務発明であり、ゆえに特許権はY社に帰属すると認定した。

6. 企業へのメッセージ

研究開発等を行い、知的財産権の創作を行う企業では、従業員と職務発明、職務創作契約

を締結し、または職務発明規程等を制定している例が多い。「特許法」第6条によれば、職務発明創造の特許を出願する権利は、所属会社に帰属し、出願が認可された後、当該会社が特許権者となる。しかし、一部の従業員が別の手段でこの制度をすり抜け、知的財産権を不正に登録しようと企てることもしばしば見受けられる。このような状況に対応するため、会社は、機密情報が漏洩されないための教育や対策を施すとともに、従業員が職務発明、職務創作に関与したことの証拠を留めておく必要がある。従業員が、第三者の名義を用いたり、通謀したりすることにより会社の知的財産権を不正に登録したとしても、会社がそれを従業員の会社在职期間中の職務発明、職務創作であると証明できる場合には、自らが真正な知的財産権の権利者であると主張することが可能である。

第 13 A 社が B 社を訴えた植物新品種求償権紛争事件

1. 事件の性質

植物新品種求償権紛争

2. 事件名・争点

事件名：A 社が B 社を訴えた植物新品種求償権紛争事件

争点：植物新品種仮保護期間の求償費用の計算方法

3. 書誌的事項

第一審：江蘇省南京市中級人民法院（2016）蘇 01 民発 396 号

原告：A 社

被告：B 社

判決日：2016 年 9 月 7 日

第二審：江蘇省高級人民法院（2017）蘇民終 58 号

上訴人：B 社

被上訴人：A 社

判決日：2017 年 11 月 21 日

関連条文：「植物新品種保護条例」第 33 条、「植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干規定」第 1 条、第 6 条

出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

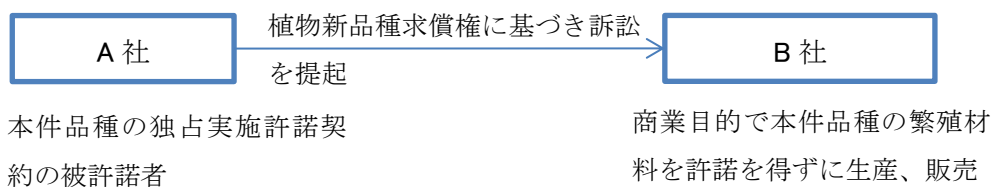
(1) 事実概要

2010 年 12 月 10 日、C 科学院が水稻の一品種「寧 9108」（後に「南粳 9108」という名称に変更、以下「本件品種」という）について植物新品種権の保護を出願し、2011 年 3 月 1 日にこれが予備審査に合格し、公告された。その後、品種権者である C 科学院は A 社と本件品種の独占実施許諾契約を締結し、A 社が C 科学院に対して 450 万元の使用許諾料を支払った。2015 年 5 月 1 日、本件品種に植物新品種権が付与され、かつ公告され、C 科学院は A 社に対して授權書を発行した。

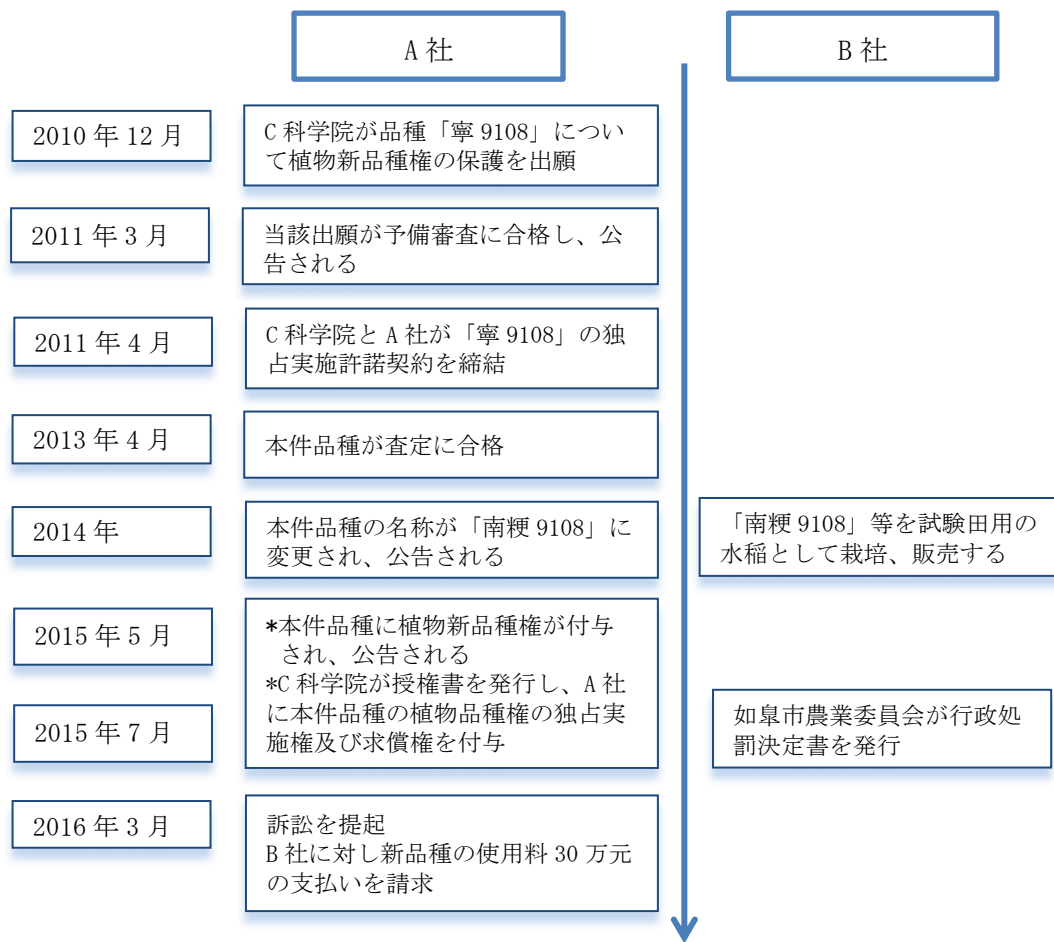
2014年（本件品種の予備審査合格公告から品種権付与までの間）、B社は、許諾を得ずに本件品種を無断で栽培し、かつ市場で公開販売し、2015年に現地の如臯市農業委員会により行政処罰を受けた。B社は、本件品種に植物新品種権が付与された後、本件品種の生産及び販売を行わなかった。

2016年、A社は、「植物新品種保護条例」第33条に基づき、南京中級法院に対して植物新品種権訴訟を提起し、B社に対して本件品種の予備審査合格公告から品種権付与までの許諾未取得期間における本件品種の生産・販売行為について30万元を請求した。一審、二審法院ともA社の訴訟請求を支持した。

(2) 事件の関係図



(3) 時系列表



(4) 第一審判決

①争点についての判断

本件品種は、出願を経て審査に合格し、植物新品種権が付与されたものであり、関連する権利は法により法律の保護を受けるべきである。「植物新品種保護条例」第 33 条によれば、品種権が付与された後、予備審査の合格公告日から品種権が付与される日までの期間において、出願人の許諾を得ずに商業目的で当該授權品種の繁殖材料を生産し、又は販売した単位又は個人に対して、品種権者は求償する権利を有するとされている。

A 社は、本件品種の独占実施許諾契約の被許諾者として、「最高人民法院による植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干規定」第 1 条第 3 項の規定に基づき、単独で訴訟を提起することができる。また一方で、品種権及び品種権に基づく求償権は債権であり、契約の方式により譲渡できるものであるから、譲受人である A 社は、訴権を含む関連する権利を承継することができる。

B 社は、本件品種が予備審査に合格し、かつ公告されてから品種権が付与されるまでの期間（以下「仮保護期間」という）に、科学研究の目的で本件品種を栽培したと主張したが、これを裏付ける証拠を提出できなかった。B 社が本件品種の繁殖材料を生産し、市場で公開販売したことは、商業目的に該当する。よって、本件品種の関連権利者の許諾を得ずに商業目的で本件品種の繁殖材料を販売した B 社は、相応の民事責任を負うべきである。

「植物新品種保護条例」等の関連法律には仮保護期間中の求償費用の計算方法について具体的な定めはないが、A社のかかる行為は、権利付与後における無許諾での商業目的による生産又は販売行為に類似する。よって、法院は、「最高人民法院による植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干規定」第6条の関連規定を参照し、植物新品種権の保護期間15年間（権利付与日から保護期間終了日まで）の年平均許諾使用料30万元に基づき損失を計算することを支持する。

②結論

以上により、第一審法院は、B社が、A社に対して本件品種の使用料30万元を支払う旨判決した。

(5) 第二審判決

①争点についての判断

B社は、第一審におけるA社の訴訟主体資格の認定が誤っていると主張したが、第二審法院は、A社が訴訟主体資格を有すると認定した。独占実施許諾契約の被許諾者は、品種権の利害関係人として単独で人民法院に訴訟を提起することができる。品種権者の求償権は民事権利の一種であり、品種権者が自らの意思によりA社に対して行使を許諾することは、違法ではない。

B社は、許諾を得ずに、商業目的により本件品種の繁殖材料を生産し、販売した。試験用であったというB社の主張は証拠が不足する。

30万元の品種使用料は、何ら不当ではない。関連法律には仮保護期間における上記行為の性質、民事責任の負担方法について具体的に規定されていないが、司法実務において品種権者は通常、実施許諾料に照らして仮保護期間中の品種使用料の支払いを主張する。これについて、本法院は、品種が権利を付与された場合において初めて仮保護期間に対し保護が拡張されると考える。本件品種については、2011年3月に予備審査に合格し、2015年5月に植物新品種権が付与され公告されたため、当該仮保護期間中に許諾を得ずに商業目的により生産、販売した場合には、相応の使用料を支払わなければならない。

具体的な使用料の金額については総合的に勘案しなければならない。まず、使用許諾期間は、一審が判示した15年（権利付与日から保護期間終了日まで）ではなく、19年とすべきである（許諾契約の締結日から保護期間終了日まで）。したがって年平均実施許諾料は23万元となる。次に、関連の証拠により、B社が本件品種の繁殖材料を広面積で栽培した可能性の高さが証明される。最後に、種子産業が農業の安全及び中国の種子許可証制度の厳格な管理規制に関わる事案であることを考慮すると、許諾を得ずに無許可経営した行為については、事情を斟酌して使用料の金額を相応に引き上げるべきである。

②結論

第二審法院は、一審判決が確定した30万元の使用料は何ら不当ではないと認定し、上訴を棄却し、第一審判決を維持した。

5. 解説

本件は、主に仮保護期間中の植物新品種権者の合法的権益をいかに保護するかという問題、とりわけ仮保護期間中の使用料の算定問題に関わる事案である。「植物新品種保護条例」第33条には、品種権が付与された後、予備審査の合格公告日から品種権が付与される日までの期間において、出願人の許諾を受けずに、商業目的で当該授権品種の繁殖材料を生産又は販売した単位又は個人に対し、品種権者は求償する権利を享有する、と定められている。しかしながら本条例には、求償権の行使の仕方、仮保護期間中に実施された行為の性質認定、使用料の確定方法等の問題について明確な定めがない。

このような状況において、法院は、関連法規の立法趣旨及び精神、並びに事件事実に基づき、次の裁判ルールを確立した。すなわち、品種権者は法により求償権を譲渡することができることと認定した。品種権者は、「植物新品種保護条例」第33条の規定に従い、求償権を行使し、植物新品種の出願公表日から権利付与公告日までの期間に出願人の許諾を受けずに商業目的で授権品種の繁殖材料を生産、販売した単位又は個人に対して、使用料の支払いを主張することができる。そして使用料については、法院は関連する植物新品種の実施許諾料に照らして合理的に確定することができる。但し、本件は国の農業の安全に関わる種子に関する事案であることから、法院はこの点を重視して事情を斟酌し、使用料の金額を引き上げた。

本件の判決は、農業の科学技術革新及び植物新品種の育成に対して一定の奨励及び促進的な役割を果たしているとともに、この種の事件に対する一定の模範的役割も備えている。

6. 企業へのメッセージ

本件判例の基準に照らせば、植物新品種の品種権者は、自己の求償権を法に従い被許諾者に譲渡して行使させることができる。これによって、自身の権利維持のコストを節約することができるのみならず、被許諾者が積極的に求償権を行使することで植物新品種権に対する保護を強化することも可能となる。このほか、企業は、植物新品種の仮保護期間中の権利侵害行為に対して賠償を請求することができるが、その具体的な賠償計算方法を示した点でも本判決は参考となる。

第 14 A 社と B 社、C 社の商標権侵害紛争事件

1. 事件の性質

商標権の権利濫用

2. 事件名・争点

事件名：A 社と B 社、C 社の商標権侵害紛争事件

争点：(i) C 社は本件商標について先使用権を有するか否か、(ii) A 社の主張が商標権の権利濫用に該当するか否か

3. 書誌的事項

第一審：山東省済南市中級人民法院(2016)魯 01 民初 1856 号

原告：A 社

被告：B 社、C 社

判決日：2017 年 1 月 10 日

関連条文：「商標法」第 7 条第 1 項、第 32 条、第 59 条第 3 項

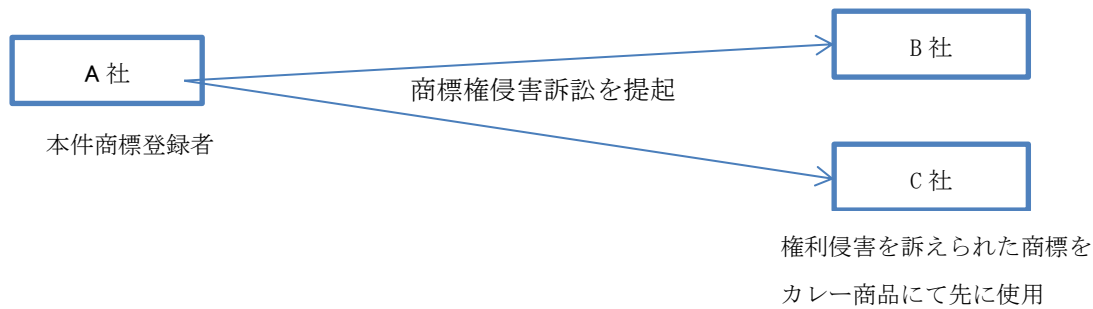
出典：中国裁判文書網

4. 事件の概要

(1) 事実概要

A 社は、2015 年 8 月 14 日に第 15018196 号商標権（以下「本件商標」という）を取得し、指定商品は調味料、五香粉等である。A 社はさらに本件商標と同一の図形を美術著作物として国家版權局に登録した。A 社は、C 社が生産販売するカレー粉の瓶に本件商標と同一の標識（以下「本件標識」という）を付け、A 社の商標権を侵害したとして、人民法院に対し C 社が権利侵害を停止すること、及び経済損失 110 万元を賠償することを命じる判決を求めた。一方、C 社は 2012 年 6 月にすでに第三者に委託し本件商標と同一の標識をデザインし、当該標識の著作権を取得していた。淘宝网の取引記録データに基づくと、本件商標の出願日の前に、多数のネットストアが C 社により生産された本件標識のあるカレー商品を販売しており、販売区域は全国にわたっていた。

(2) 事件の関係図

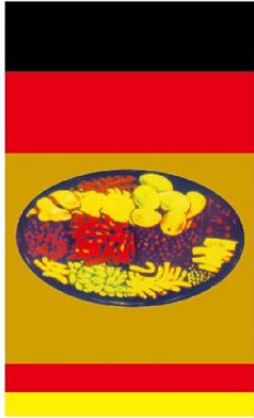


(3) 時系列表

	A社	B社	C社	
2012. 6. 23			本件商標と同一の標識を第三者に委託してデザインし、本件標識の著作権を取得した	
2014. 2		2014年から2016年までC社の製品（本件標識のある商品を含む）の販売代理を行った	インターネット上で、本件標識のある被告C社の製品の取引記録が存在する。	
2014. 4. 4				
2015. 8. 14	原告A社による本件商標の登録			
2015. 12. 8	本件商標について著作権を登録した			
2016	本件商標及び本件商品の広告宣伝を行った			国家知的財産権局において本件標識の意匠特許権を出願した
時期不明	山東省済南市中級人民法院に商標権侵害の訴えを提起した			

(4) 本件商標

15018196号商標（A社が2015年8月14日に本件商標の専用権を登録し、取得した）



(5) 第一審判決

①争点についての判断

(i) C社は本件商標について先使用权を有するか否か

C社による本件標識の使用に関しては、少なくとも2014年2月の時点ですでに、C社が生産し本件標識を付けたカレー製品をネット販売していたインターネット取引記録が存在している。当該事実により、C社は本件商標の登録出願前に、すでに同一種類の商品において本件商標と同一の本件標識を使用し、かつ比較的広範な影響力を生じさせていたことが説明できる。商標法第59条第3項の規定によれば、C社は、本件商標について先使用权を有し、もとの使用範囲内で本件標識を継続して使用する権利を有する。

(ii) A社の主張が商標権の権利濫用に該当するか否か

商標法32条の規定によれば、商標の登録出願は他人の既存の権利を侵害してはならず、他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標を不正な手段によって抜け駆けして登録してはならない。

本件において、A社の本件商標の登録日は2015年8月14日である。しかし、C社の法定代表者は、すでに2010年3月3日に本件標識と類似する香料瓶の標識について意匠特許権を取得しており、当該香料瓶の標識は、本件標識と比べて、その基本的な構成要素が同じであり、本件標識は当該香料瓶の標識を基礎にして改良された後のものであると考えられる。さらに、C社は、2014年4月4日に国家知的財産権局において本件標識の意匠特許権を出願しており、出願の際の写真に写っている商品のラベルに記載された製造日は2014年2月10日であり、いずれも本件商標の登録時期より前である。本件標識の創作について、C社が法廷に提出した本件標識に関する設計契約書によれば、C社が本件標識の設計を第三者に依頼したのであり、C社が設計契約書に基づいて本件標識の著作権を有する。C社が国家知的財産権局に提出した写真において出願日より早い製造日が記載されていたため、既存のデザインと見なされ意匠登録を受けられず、本件標識について先行する意匠特許権を有してはいないが、本件標識について先行著作権を有しており、C社が本件標識を使用することは合法的な権利に基づくものである。

本件標識の使用に関しては、C社の使用目的は、商品の包装デザインとして使用することで

あり、商標としての使用ではなく、かつ製品上には自らの登録商標が別途表示されている。このような使用方法是合理的であり、かつ長期間の使用により C 社が生産するカレー製品は比較的高い知名度を有するようになった。さらに、A 社が提出した製品広告の製作時期は多くが 2016 年であり、これにより、C 社が A 社の商標及び知名度を利用しようとする主観的な動機がないことが証明される。従って、C 社による本件標識の使用方法は正当であり、主観的な悪意はない。

上記のとおり、本件標識について、C 社は先行著作権を有している。A 社も著作物登録日が 2015 年 12 月 8 日である本件商標の著作権登録証書を提出し、A 社の法定代表者が本件商標の著作権を有していることを証明してはいるが、当該登録日は C 社が著作権を取得した日より明らかに後である。A 社と C 社の経営範囲が同一であり、競争関係が存在し、C 社が本件標識を使用している期間が長く、影響力のある範囲も広いことから、A 社がこれを知らないはずはない。よって、A 社による本件商標の登録行為は、信義誠実の原則に反するものであり、正当な根拠を伴っていないといえる。A 社は、善意により取得したものではない商標権をもって、先使用权者に対し権利侵害の訴えを提起したのであり、当該権利行使は、登録商標の濫用にあたる。

② 結論

以上から、第一審法院は、「商標法」第 7 条第 1 項、第 32 条、第 59 条第 3 項に基づき、A 社による全ての訴訟請求を棄却した。

5. 解説

本件において、人民法院は、2013 年に改正された「商標法」の新たな規定である、第 7 条の登録出願及び使用に関する信義誠実の原則、及び第 59 条第 3 項の先使用の抗弁を適用した。

従来、中国では、実務上、商標権が絶対的権利であるため、たとえ「商標権者」が抜け駆け登録により商標権を取得した者であるとしても、商標登録前にすでに商標を使用している者がその「商標権者」の許諾を得なければ、商標の使用が認められない傾向があった。しかし、これは先使用者にとって不公平な結論になる。本件では、人民法院は、先使用者に先使用权があると認定し、また抜け駆け登録により商標権を取得した「商標権者」の権利行使は権利濫用であると認定し、先行使用者の使用権を認めた。

著作権者による権利行使が権利濫用にあたるか否かを判断する際には、次の 3 点について考慮する必要がある。

第一に、商標が商標出願日より前に中国国内にて既に使用されかつ一定の影響を有するか否かである。本件において、C 社は本件標識を先に使用し、広範囲にわたる影響力及び知名度を獲得していた。よって、C 社はもとの使用範囲内において本件標識を使用する権利を有する。また、C 社の法定代表者は本件標識と類似する香料瓶の標識について意匠特許権を取得しており、かつ C 社は本件標識について先行著作権を有している。従って、C 社は本件標識の使

用について合法的権利根拠を有する。

第二に、先使用者による商標の使用が正当か否かである。本件において、C社の使用目的は、商品の包装デザインとして使用することであり、商標としての使用ではなく、かつ製品上には自らの登録商標が別途表示されている。さらに、A社が提出した製品広告の製作時期は多くが2016年であり、これにより、C社にはA社の商標及び知名度を利用しようとする主観的な動機がないことが証明される。従って、C社による本件標識の使用方法は正当であり、主観的な悪意はない。

第三に、商標の登録出願が不正な手段による抜け駆け登録にあたるか否かである。ここでいう不正手段とは、主に、商標の登録者が第三者により既に使用されかつ一定の影響を有する商標・標識が存在することを知りながら、同一又は類似の商品サービスにおいて同一又は類似の商標を登録出願しているか否かである。本件において、C社は本件標識について先行著作権を有している。A社とC社の経営範囲が同一であり、競争関係が存在し、C社が本件標識を使用している期間が長く、影響力のある範囲も広いことから、A社がこれを知らないはずはない。以上から、本件において、A社による本件商標の商標権の取得は信義誠実の原則に反し、その権利行使は法律による支持及び保護を受けるべきではない。

本件では、C社に先使用权を有することが認定されれば、A社の請求を阻却できたが、人民法院は、さらに踏み込んで、A社による商標権の濫用を認定し、知的財産権を濫用し、訴訟の手段によって他人の正当な競争を制限し、市場を占有する目的を達成しようとすることに對し、人民法院が支持しないことを明確にした。これにより、先行権者の合法的權益を有効に保護し、権利の濫用を阻止し、公平な競争のある市場秩序を保護する効果があると評価できる。

6. 企業へのメッセージ

本件は典型的な商標権濫用の事件である。中国では、商標の登録について先願主義が採用されているため、先に商標を使用した者より早く当該商標の登録を出願し、悪意によって登録商標を取得する事例がしばしば見受けられ、また、これをビジネスにする事業者まで現れている。このように、不正な手段で取得した商標権をもって先に当該商標を使用している者の使用を止めることは、衡平に反する。このような実務上の問題に歯止めをかけるため、本件において、人民法院は、信義誠実の原則に反して不正な手段で取得した商標権をもって、先に当該商標を使用している者の使用を止めることはできず、権利濫用に該当することを明確にした。企業側の対策としては、使用している商標について事前に商標登録を行っておくことが最も確実な方法である。しかし、本件の事例から、商標登録を行っていない場合においても、人民法院は先に商標を使用している企業に一定の保護を与えていると言える。

[特許庁委託]
中国の知的財産権侵害
判例・事例集

[著者]

森・濱田松本法律事務所北京代表処

小野寺良文、鈴木幹太、高玉婷

執筆協力：解 高潔、柴 巍、胡 勤芳、戴 樂天、楊 天翼、吳 馳、張 雪駿、崔 北媿

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2019 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2019 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。

。